

平成24年

# 双葉町議会会議録

第1回定例会

3月12日開会～3月19日閉会

双葉町議会

## 平成24年第1回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 日 (3月12日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に参加した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	6
行政報告	10
報告第1号	14
議案第5号から諮問第1号までの一括上程	14
町長施政方針	15
提案理由の説明	19
散 会	22

### 第 2 日 (3月13日)

議事日程	23
出席議員	24
欠席議員	24
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	24
職務のため議場に参加した者の職氏名	24
開 議	25

議事日程の報告	2 5
一般質問	2 5
白 岩 寿 夫 君	2 5
清 川 泰 弘 君	3 3
菅 野 博 紀 君	3 8
羽 山 君 子 君	4 7
岩 本 久 人 君	5 0
散 会	6 0

第 5 日 (3月16日)

議事日程	6 1
出席議員	6 2
欠席議員	6 2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 2
職務のため議場に参加した者の職氏名	6 2
開 議	6 3
議案の撤回	6 3
議事日程の報告	6 3
議案第5号の質疑、討論、採決	6 3
議案第6号の質疑、討論、採決	6 4
議案第7号の質疑、討論、採決	6 5
議案第8号の質疑、討論、採決	6 5
議案第9号の質疑、討論、採決	6 6
発言の取り消し	6 7
発言の取り消し	6 9
議案第10号の質疑、討論、採決	7 0
議案第11号の質疑、討論、採決	7 1
議案第12号の質疑、討論、採決	7 1
議案第13号の質疑、討論、採決	7 2
議案第14号の質疑、討論、採決	7 2
議案第15号の質疑、討論、採決	7 3
議案第16号の質疑、討論、採決	7 4
議案第17号の質疑、討論、採決	7 4

議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	7 5
散 会	7 6

第 8 日 (3月19日)

議事日程	7 7
出席議員	7 8
欠席議員	7 8
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	7 8
職務のため議場に参加した者の職氏名	7 8
開 議	7 9
議事日程の報告	7 9
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	7 9
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	8 8
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	8 9
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決	9 0
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	9 1
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	9 2
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	9 4
諮問第 1 号の質疑、討論、採決	9 5
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 1
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会委員の選任について	1 0 5
特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果	1 0 5
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	1 0 6
閉 会	1 0 6

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

24 双葉町告示第2号

平成24年第1回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年2月20日

双葉町長 井戸川 克 隆

1. 期 日 平成24年3月12日（月）  
午前10時
  
2. 場 所 加須市騎西総合支所3階議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君  
3番 岩本久人君  
5番 菅野博紀君  
7番 伊澤史朗君

2番 白岩寿夫君  
4番 高萩文孝君  
6番 清川泰弘君  
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

## 平成24年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年3月12日（月曜日）午前10時開会

### 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会報告  
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 委員長報告 総務教育常任委員会報告（総務教育常任委員長）  
産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第 1号 専決処分の報告について  
専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島  
県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第7 議案第 5号 平成24年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条  
例の制定について
- 日程第8 議案第 6号 双葉町職員定数条例の一部改正について
- 日程第9 議案第 7号 双葉町行政区条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正  
について
- 日程第11 議案第 9号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 双葉町東日本大震災復興基金条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部  
改正について
- 日程第17 議案第15号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第18 議案第16号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 議案第17号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 議案第18号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第21 議案第19号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）



- 日程第22 議案第20号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第21号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第22号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第23号 平成24年度双葉町一般会計予算
- 日程第26 議案第24号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成24年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 平成24年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 平成24年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第33 平成24年度町長施政方針
- 日程第34 提案理由の説明
- 散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課総括主任 主査兼 原子力対策係長	平岩邦弘君
税務課長	大沼武君
産業振興課長兼 建設課長兼 農業委員 農事務局長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

---

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、2番、白岩寿夫君、3番、岩本久人君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月5日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から3月19日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から19日までの8日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎委員長報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、委員長報告を行います。

初めに、総務教育常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

総務教育常任委員長、岩本久人君。

（総務教育常任委員長 岩本久人君登壇）

○総務教育常任委員長（岩本久人君） おはようございます。総務教育常任委員会から報告を申し上げます。

平成24年3月7日。双葉町議会議長、佐々木清一様。総務教育常任委員会委員長、岩本久人。

委員会調査報告書。本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名。（1）双葉町学校教育の現状と今後の対応について、（2）その他。

2、調査の経過。回数、1回。日時、平成24年2月9日木曜日、午後1時30分から3時10分。場所、双葉町役場埼玉支所2階会議室。出席委員、岩本久人、白岩寿夫、羽山君子、佐々木清一。欠席委員、なし。説明員、高野教育総務課長、津島教育主事。

3、調査の内容。

双葉町学校教育の現状と今後の対応についてですが、震災後の発生直後は、幼小中学校に対し防災計画に基づき緊急避難及び安否確認と学校の被害状況を把握し、園児児童の安否については、教職員と保護者との緊急連絡網により、全員の無事を確認したとのことでした。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後は緊急避難を余儀なくされ、園児、児童生徒が全国に分散して避難するという状況で、避難箇所の確認と就学状況の把握を行い、就学援助の支援をし、長期の避難生活をしている園児、児童生徒に対する支援として、入園料、保育料、学用品購入費や通学費などの援助、子供に対する心のケアを図るため、受け入れ先の各学校における学習支援、教育相談の充実や、家庭及び避難所等の巡回相談の実施などを行ったとのことでした。

避難状況については、747名の幼児、児童生徒が全国に避難しており、県内には12月1日現在261名、埼玉県内には171名、福島、埼玉県外には264名、転出者が51名となっているとのことでした。

教職員43名の配置については、25名が兼務辞令を受けて県内の小中学校へ、8名はリステル猪苗代で全国に避難している子供たちに対する業務、6名は加須市の騎西小中学校に、管理職4名は県内の教育委員会に配属されているとのことでした。幼稚園教諭については、騎西幼稚園に勤務しているとのことでした。

就学支援については、避難先自治体による弾力的な対応が行われており、原発避難者特例法の制定により、避難住民に係る事務を避難先の地方自治体でできるようになったとのことでしたが、避難先教育委員会から支援を受けることもできるが、基本的に双葉町教育委員会で対応しているとのことでした。

学習支援や心のケアについては、教員を初め校長、教頭等の管理職が受け入れ先の学校を訪問し、

電話相談窓口を設けて対応しているとのことでした。

以上のことから、各委員からの意見として、幼稚園の実態について、加須にいる双葉町の幼稚園の先生に県内の保護者や子供の相談に乗るようにできないのかという意見や、双葉の子供であるという自覚を持つのに、卒業証書は今の学校の証書になるが、双葉の校長がいるのであれば、証明書のようなものを町で出せないのか検討してほしいという意見や、これからの学校をどうするかビジョンが必要であるという意見、生徒児童の就学事務、援助を避難先でしっかり受けることができるように配慮すべきであるなどの意見や、勉強がおろそかになるのは家庭環境も影響しており、親と子供の不安を払拭するよう心のケアが必要である、また、再会のつどいを来年度も行うべきであるという意見も出ました。そして、教育委員会の情報の伝達は、ホームページや電子回覧板などを使い常に発信すべきなど、さまざまな意見が出されました。

全体的には、国のマニュアルも大事だが、町は町の実態に合った対応をしてほしいとの委員の一致した意見でありました。

以上、概要を申し述べ、報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

続いて、産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、菅野博紀君。

（産業厚生常任委員長 菅野博紀君登壇）

○産業厚生常任委員長（菅野博紀君） おはようございます。産業厚生常任委員会から報告いたします。

平成24年3月7日。双葉町議会議長、佐々木清一様。産業厚生常任委員会委員長、菅野博紀。

委員会調査報告書。本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名。（1）3月11日以降の町民の健康管理について、（2）その他。

2、調査の経過。回数、1回。日時、平成24年2月17日金曜日、午前10時から11時8分。場所、双葉町役場埼玉支所3階会議室。出席委員、菅野博紀、伊澤史朗、清川泰弘、高萩文孝。欠席委員、なし。説明員、竹本健康福祉課長、渡部係長。

3、調査の内容。

平成23年3月11日以降の町民の健康管理についてであります。町民は東日本大震災及び原発事故により、川俣町を初め全国各地に避難しました。それからの町民の健康管理について、川俣町では39歳以下の住民845名に安定ヨウ素剤の服用、状態が悪い町民には救急車や公用車で病院への搬送や、町民の開業医、町民で避難されていた看護師、川俣町の保健師の協力をいただき、健康相談を行ってお

ります。また、川俣町と福島市の病院の協力を得て、町バスで避難所を巡回し、病院へ送迎したとのことでした。

3月19日移動した埼玉スーパーアリーナでは、さいたま医師会などの医療スタッフによる救護医療センターが設置されており、29日加須市に移動するまで、920名の町民が受診したとのことでした。ここでも町開業医と町民である看護師の協力がありました。

加須市旧騎西高校では、避難所での健康調査、病院の送迎バスの運行、健康管理のための保健室の運営を行ったとのことでした。当初は、24時間、体調不良者の対応や急病者の緊急搬送などの対応を行ったとのことでした。

リステル猪苗代でも、保健衛生協会による健康診査、保健師による健康相談、白河厚生病院の医療支援、会津保健福祉事務所の協力で全国からの保健師、看護師などの支援などがあったとのことでした。

県内の仮設や借り上げ住宅には福島県各保健福祉事務所の協力を得て健康状況調査を行い、仮設住宅には訪問し、借り上げ住宅には電話での声かけや戸別訪問して健康相談や指導を行っているとのことでした。

放射線による内部被曝関係についてですが、ホールボディーカウンターの実施については、県が実施主体となり、妊婦、18歳までの子供、20キロ圏内にいた人を対象として実施、また、ひらた中央病院と協定を結び、18歳まで無料の検査を行っているとのことでした。

個人線量計の貸与については、福島県内や宮城、山形、新潟、栃木、茨城県の子供、妊婦各世帯を対象として行っているとのことでした。

今後の方向性として、内部被曝検査を早い機会に全町民が受検できるように県に要望しており、町独自でも実施の検討もしているとのことでした。

甲状腺検査については、18歳以下を対象に20歳まで2年に1回、20歳を超えてからは5年に1回実施するとのことでした。この検査も町独自の検査を検討しているとのことでした。

以上のことから、ホールボディーカウンターを都合があって受けられなかった町民には、周知するなりして対応すること。

また、内部被曝検査については、県が主体で行った町民のデータの提供を受け、特に1ミリシーベルト以上被曝した町民に対しては健康相談などの対応をすること。

さらに、子供の被曝に対する影響は大人に比べ極めて大きいと言われているので、町独自に検査すべきである。東海村の事故では、被曝した人の数名が年に1回、広島や長崎では被曝手帳をもらっている人が年2回検査を受けているので、町でも国、県に要望するなどの対応をすべきであるとの意見が出ました。

町民の健康管理について説明を受けましたが、通常の業務と災害業務の大変膨大な事務量をこなしており、職員が少ないのではないかと感じました。町民の健康をあずかる大事な職場なので、職員を

ふやして万全の体制で取り組んでほしいとの委員の一致した意見でありました。

以上、概要を申し述べ、報告とさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 委員長にお尋ねします。

審査内容の後ろのほうですけれども、通常の業務と災害業務の大変膨大な事務量をこなしており、職員が少ないのではないかと感じ、健康をあずかる大事な職場なので、職員をふやして万全な体制で取り組んでいただきたいというところで終わっているのですが、現在何名体制で何とかやっているのか、今後また現状維持でいくのか、何名ほど不足をしているというふうに思われているのか質問いたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○産業厚生常任委員長（菅野博紀君） 健康づくりの担当者は、事務量は2人でやっていらっしゃるということなので、てんでんばらばらになっている部分、ちょっとそれでは足りないのかなと思ひまして、こういう報告にさせていただきました。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 今後健康福祉課、膨大な事務がふえてくると思うのですけれども、何名ほどぐらいふやした方がいいのかというふうなことお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○産業厚生常任委員長（菅野博紀君） 人事権者は町長なので、実際には私たちには人事権はないので、ぜひとも今後この調査を引き続き続けまして、議会全員でぜひとも町長に要望するなり、人数面でもどれくらいが適正であるかというのは私たちにはまだわからないところがあるので、今後継続していろいろと調査して、その時には皆さんに、全議員の協力を得てお話を聞きながら、そういう方向に持っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告を終わります。

---

#### ◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第5、行政報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） おはようございます。平成24年第1回双葉町議会定例会を招集いたしました

たところ、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙の折ご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろは町勢進展のために多大なご尽力を賜っておりますことに対し、ここに改めて感謝の意を表する次第であります。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から1年が過ぎました。現在も収束の目途が立たない状況であります。さらに、この事故によって生活の基盤を根底から奪われた、被害者である町民の皆様への補償も遅々として進んでおりません。その精神的苦痛や日常生活の困難さが日々高進しているのが現状であります。被害者である町民の皆様の生活を安定させることが何事にも優先する課題となっております。国に対しても、被害者の早期救済を図るべく、東京電力に対する指導、監督を徹底するようこれまでも求めてきております。一日も早くすべての町民の皆様が安心して暮らせる双葉町を取り戻さなければならないと、決意を新たにしているところであります。

12月定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。

1月8日は、郡山市のホテルにおきまして「平成24年双葉町成人式」が挙行されました。東日本大震災と原子力発電所の事故で全国に避難され、毎日つらい思いで避難生活を強いられている中、63名の新成人の皆様が出席されました。多数の来賓の方々を前にして、新成人からは前向きな意見を述べていただいたところであります。

1月21日には、避難先のいわき市南台応急仮設住宅を会場に、伝統ある新春恒例の双葉町ダルマ市を継承したいとの願いが込められた「ふるさと双葉、未来へ繋げろ in 南台」が、双葉町消防団第二分団の有志の方々でつくる「夢ふたば人」の主催により盛大に開催されました。いわき地域で避難生活を送る若者十数名による実行委員会が組織され、「ふるさとの誇りを絶やさず、未来につなごう」を合い言葉に、ダルマや手づくりの食べ物などを販売する露店がにぎやかに並んだところであります。久しぶりの再会を喜び合う人たちや伝統行事を絶やさず成功させたいという「夢ふたば人」の熱い思いに触れ、町の復興、復旧に向けた明るい話題となったものと思います。

また、本事業は「双葉町の祭り・イベント事業補助金」の第1号認定を受け、実施されております。こうした伝統行事や地域コミュニティの推進と双葉町の活性化及び町民の連帯感を醸成するための事業に対し、町として積極的に助成を図ってまいりますので、多くの参加を望むものであります。

1月25日には、皆様から要望がありました電子掲示板（デジタルフォトフレーム）の貸与受け付けを行い、2月23日に993世帯分の発送を実施してまいりました。全国の避難世帯に行政情報を迅速に提供し、町民の皆様の生活の不安解消につながればと考えております。

町民の方の総合健康診査についてであります。福島県内への避難された方を対象として、福島市の2月6日から白河市の2月29日まで、県内5カ所で6日間実施いたしました。また、福島県外へ避難されている住民の方の健診につきましては、町が検診の委託をしました健診機関の団体に加入している全国の医療機関において2月から実施しております。

内部被曝検査につきましては、福島県と双葉町が、妊婦、震災発生時に高校生までの子供など、ま



た原発事故後に津島地区及び20キロ圏内にいた方を対象とし実施しており、3月1日現在で1,260名の方が検査を受けられました。

個人線量計の貸与につきましては、その居住する地域などで空間放射線量をみずから把握するため、福島県内の妊婦、未就学児各世帯、福島県の隣接の宮城、山形、新潟、栃木、茨城の5県の妊婦、15歳未満の子供各世帯を貸与の対象としており、2月21日に972台、3月2日に23台、計995台を貸与希望のあった方に発送いたしております。なお、個人線量計の貸与は随時申し込みを受け付けております。

平成23年3月11日以降の町民の動向調査については、町民の避難の動向記録とするとともに、今後放射線の影響が私たちの身体に出た場合の因果関係の資料の一つとするために実施しており、3月1日現在で3,789通を回収しております。随時受け付けておりますが、今後とも必要性の周知の広報など、回収率の向上のための取り組みを行ってまいります。

3巡目の一時帰宅については、マイカーでの帰宅にあわせて運送事業者や修理事業者などの帯同も可能になり、意向調査を兼ねて帰宅希望者について取りまとめいたしましたところ、帰宅希望者は1,607世帯、4,593人となっております。去る2月12日から郡内の他町村と調整しながら実施しておりますが、今回は南相馬市からの立ち入りも可能となったことで、北部方面に避難されております町民の皆様も多くの方が立ち入られるものと思われまます。

東日本大震災災害弔慰金は、これまで55件、1億6,250万円を支出しております。認定審査会での決定を受けて速やかな給付を進めるようにしておりますが、郡内から審査件数の増加もあり、現在も継続案件がございますが、新年度も引き続き認定案件については給付を行ってまいります。

居住環境における放射線量の確認のために、現在仮設住宅周辺の空間放射線量率については多くの皆様のご協力により定期的に簡易測定を行い、その測定結果を双葉町のホームページなどでも適時公表しております。

なお、放射性物質による汚染量の簡易測定用として新たに購入したGM型のサーベイメーターも福島支所に10台、埼玉支所に5台配備し、希望される方に随時貸し出しを行っており、個人用の積算線量計、簡易測定用の空間線量率計もあわせて配備しておりますので、用途に応じてご利用いただければと思っております。

東日本大震災並びに原子力発電所の事故により、大変厳しい避難生活を強いられている中、町民の皆様への率直なご意見をお伺いするため、2月17日から3月3日までは、福島県内外を初め9方部において町政懇談会を実施してまいりました。懇談会の中心として、中間貯蔵、除染、損害賠償、仮の町など、その他たくさんのご意見、ご要望をいただきました。今後、この貴重なご意見を避難されている町民の皆様の生活支援に反映できるよう内部検討を行い、対応してまいりたいと考えております。また、政府に対しても皆様のご意見を直接お伝えし、少しでも希望が見えるよう取り組んでまいります。

去る3月4日には、被災から1年を迎えるに当たり、いわき市内において双葉町東日本大震災犠牲

者合同慰霊式を行わせていただきました。大震災の大津波によって犠牲になられた行方不明者を含む21名と、震災後本年1月までに避難生活の中で亡くなられた101名の方々のご冥福を、約200名の参列者とともに祈り申し上げます。

復興への道・町民アンケートについて申し上げます。

「復興への道（素案）」に関する町民アンケートを本年1月に実施いたしました。素案では復旧、復興に向けたプロセスや手順を6つの期間に分け、このうち現在が避難生活期と復旧・復興準備期に入りかかった時期と位置づけ、①、町民のきずなの維持、発展とコミュニティの再建、②、時限的町づくりの検討、実施、③、線量の低下、除染に向けた準備や町民健康の継続的管理保持、④、生活再建や事業の再建に向けた相談、研修の4項目について町民の皆様のご意見を伺いました。2月23日現在で1,108名からのご意見が出され、回収率が17.2%となっていますが、記述式項目の質問が多い中、熱心にご記入いただき、多くの貴重なご意見や提言をいただいております。

アンケートの結果を見ますと、避難生活が長期化する中で、やり場のない憤りと不安、行政に対するおしかり、ふるさとへの熱き思いなど、町民の皆様生の声をお聞きすることができましたが、その中でも、避難生活の長期化が予想された場合に「時限的町づくり（仮の町）」の必要性について、回答者の半数の方が必要であると回答され、「不要」または「わからない」と回答された方でも、「心のよりどころとしては必要」、「多額の費用、場所、時期について不透明である」などの意見が寄せられました。

今後は、今回のアンケートのご意見を参考にするとともに、町民の皆様から復興に関するご意見や提言を伺う機会を設け、復興まちづくり計画策定に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

原子力損害賠償について申し上げます。

被災町民の皆様原子力損害賠償手続きにつきましては、昨年12月25日に「原発事故被害救済双葉町弁護団」を結成し、これまで福島県、埼玉県、神奈川県など各地で和解仲介申立書作成のための説明相談会を開催いたしました。町民の皆様と弁護士との委任契約も進められており、去る2月29日には、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、書類の整った22世帯、47名分の集団申し立てを双葉町弁護団として初めて行ったところです。今後も引き続き、双葉町弁護団のご指導をいただきながら、損害額の完全賠償を求め、町民の皆様の申し立て手続きの支援をしてまいります。

また、1月27日、福島県郡山市において国の原子力損害賠償紛争審査会の第21回目の会合が開かれ、被災地である双葉地方8カ町村の町村長が初めて出席しました。被災市町村の意見が反映されないまま、昨年8月5日に原子力損害の判定等に関する中間指針が示されましたが、今回の紛争審査会では、精神的損害額の賠償基準が我々の避難実態を十分に反映していないことや、財物に対する補償基準を早急に示すようにといったさまざまな意見が出されました。今回の原子力発電所の事故は前例がない事態ではありますが、避難生活が長期化する中、今後の生活に大きな不安を抱えておりますので、国並びに東京電力には町民の皆様の避難生活の実態を十分に踏まえた損害賠償基準を早期に示し、完全賠

償に応じるよう強く要望するものであります。

また、3月8日には、東京電力に対し原発事故により町がこうむった不動産損害（土地・建物）について損害賠償請求を行いました。町が所有する土地と建物の被害は明白であり、中間指針でも、地方公共団体が所有する財物は損害賠償の対象になると明記されています。このため、町といたしましては、今回不動産の損害賠償の請求を行なったものであります。

これ以外の損害についても、さらに精査を行い、今後請求をしてみたいと考えております。

最後に、今議会に提案しております案件について申し上げます。詳細につきましては、提案理由の際に申し上げたいと存じますが、専決事項が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が9件、固定資産評価審査委員会委員の選任が3件、平成23年度一般会計、特別会計の補正が5件、平成24年度一般会計、特別会計予算が7件、諮問が1件、合計27件の案件となっております。慎重なご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

町民の皆様にとりまして、希望の光を取り戻し、明るい未来へ踏み出すことができるような1年にしたいと考えておりますので、議会の皆様にも町政に対するご理解とご協力をお願いいたしまして行政報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎報告第1号

○議長（佐々木清一君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 報告第1号 専決第1号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及び福島県市町村総合事務組合同約の変更についてであります。これまで福島県市町村総合事務組合に加入しておりました伊達市国見町大枝小学校組合、田島下郷町衛生組合、西部環境衛生組合、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団の5団体が本年の3月31日をもって解散することによる脱退と、南会津地方環境衛生組合の1団体が本年の4月1日をもって設置されることによる加入のための団体数の増減であります。

また、市町村合併により市と町村の構成が変わったことに伴い、組合の議会の組織などの規定を改めるものであります。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第1号 専決処分の報告を終わります。

---

#### ◎議案第5号から諮問第1号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第5号から日程第32、諮問第1号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から諮問第1号までを一括上程いたします。

---

◎町長施政方針

○議長(佐々木清一君) 日程第33、平成24年度町長施政方針を行います。

町長、井戸川克隆君。

(町長 井戸川克隆君登壇)

○町長(井戸川克隆君) 第1回双葉町議会定例会の開会に当たりまして、平成24年度の町政運営に対します私の所信を申し上げ、議員の皆様を初め、広く町民の皆様のご理解とご賛同を賜りたいと存じます。

昨年の施政方針は、財政難の苦しみから少し抜け出し、明るい兆しが町民の皆さんに感じられるような計画を取り入れた予算を組みましたと申し上げました。しかし、3月11日のあの大地震と大津波、そして原発事故が起きてしまい、計画が頓挫し、町並びに町民がふるさとを離れて避難することになってしまいました。このため、就任以来、切り詰めながら早く実質公債費比率を25%以下にすることに必死になって励んできたことが否定されました。安全神話のもとで起きた事故のため、役場は住民の生活支援などに関わることなど業務が多岐にわたり、職員の心労も大変でした。また、前例がないため、どのような対応をすればよいかわからずに翻弄し続けた日々でした。このようなことから、十分に町政が機能したとは言えません。反省を今後に生かしていきたいと考えております。

町の財政は計画どおり、平成22年度決算で公表基準を下回りました。収入基盤が失われたため、町は引き続き健全計画を進めていかなければなりません。真に必要な歳出を維持し、民生費や医療費、教育費などの財源の確保と災害対策費、補助金、交付金、交付税等の受け入れに努力します。中長期的な歳入の確保は国だけでなく、自主財源の醸成を目指していかなければなりません。

役場機能の見直し等の重要な課題がありますので、よく検討して対処いたします。全国に避難して苦しい生活を続けている町民の皆さんのために職員が働くのはもちろんですが、町民全員参加のもとに皆さんがそろって一休みする「仮の町」づくりも始めます。「町民による町民のためのまちづくり」をスローガンとして、歴史を大切にしながら、未来を担う若者が主導した住みたくなるようなまちづくりをしていきたいと考えております。現在日本は国内の経済が不振で、企業は外国に出ています。アジアの中心地は日本ではなくなり、若者の職場が転出しているため、多様な流れに通用する町を目指すことが肝要です。

子供たちは事故の最大の被害者です。避難生活など考えたことなどなく育った子供たちは、避難所、仮設、借り上げ住宅などのなれない場所で勉強した子供と、避難することなく何の不自由がなく勉強した子供が同じ受験をしなければなりません。このような格差をなくす取り組みが必要です。そこで、

来年度は町の子供の能力向上に向けた計画づくりを始めます。近隣町村とも情報を共有しながら、学力向上のための始まりの年にしたいと考えています。

避難は2年目に入り、避難生活は日を追って悲惨さ、困難さが目立ってきました。加須の避難所は少しずつ退所が進み、加須市周辺の借り上げ住宅や県内の仮設住宅に移動しています。退所が進んでいることは、人間関係の疲れ、プライバシーが守られない、個人使用ができない、協同作業の義務などが原因でないかと考えられます。仮設住宅は、避難所から移り住みほっとしましたが、時間がたち、だんだんと疲れがたまり、閉じこもりがちになっています。借り上げ住宅は、長期滞在に適した環境を求めて利用していますが、災害救助法による物的な支援がなく、情報の共有や交流が少なくなっています。それぞれが抱える問題に、より均平化することや共有化を図るなどをして解決をしていきます。また、協働も積極的に取り入れて、共助を通して町民のきずなを深めて、楽しく過ごせるようにしたいと考えています。

町内の放射線量は相変わらず高線量のままで推移しています。国はこのほど、双葉町の大部分を居住困難区域にすることを検討しているようであります。先祖伝来のきれいな環境は大事に受け継がれてきたため、私たちも次世代に引き継ぐ責任があります。町にはまだ高い放射能があります。これは確実な除去方法が確立できるまで待ち、少しずつ作業して確実に取り去るのがよいと考えています。時間がかかっても町から放射能をなくしないと、子供たちが住んでくれません。町をきれいにして、地球上に双葉町を残さなければなりません。町民をふるさとのない住民にはできません。町としても除染は必ず実施いたしますが、町内すべてを完全に除去することでなければなりません。しかし、現状では効果的な方法がありません。したがって、その技術が確立されるまで町内の除染は待つことにしたいと考えております。

中間貯蔵施設が双葉郡内設置を求められています。これは多くの問題がありますので、十分な検討がなされ、町民の合意が必要であります。原因者に頼まれること、安全な構造でなければならないこと、最終処分先が決まっていること、30年の期限を短くする、20年にすること、町に持ち込んだすべてのものを持ち出すこと、施設に対する検査権、命令権を立地地域が持つこと、課税権を持つこと、管理の一部に広域圏組合を参画させることなどが必要だと考えております。まだ思いつかないことがあります。議会並びに町民の皆様と協議をして決めたいと考えています。

多くの町民は被曝をしています。県による検査は十分とは言えません。24年度から町が検査を、専門家の支援をいただき、ホールボディーチェックと甲状腺検査を実施したいと考えています。

期限の定まらない避難は大変疲れます。先が読めない中で我慢し続けることはできません。したがって、24年度は町民の意見を集約して、実現に向けて仮のまちをつくるために動き出します。私たちの避難は期限を決めることができません。今も原発は活火山のように、いつ暴れるかわからない危険な状態です。炉内の状態がわからない、水処理工程も何年かかるかわからないのに仮設のままです。4号炉も大きな地震が来ると崩落の危険があるなど、双葉町に戻れる見通しがつきません。避難生活

の疲れの解消と町民がばらばらになることを防ぐためにも、急いで仮の町をつくらなければなりません。町民との懇談会でも皆さんから要望されてきましたので、新年度になればすぐ取りかかりたいと考えております。決定には子供たちの意見も尊重したいと思います。

次に、平成24年度一般会計及び特別会計の予算の概要について申し上げます。

平成24年度双葉町一般会計歳入歳出予算の総額は41億9,200万円で、前年度比6億9,400万円、14.2%の減となります。

歳入について申し上げます。

町税は8億7,500万5,000円で、前年度比10億3,934万6,000円の減額を見込んでおります。町民税の個人分が2億6,298万4,000円の減額、固定資産税の現年度課税分が7億1,529万7,000円の大幅な減額となっております。

地方交付税のうち普通交付税は2億3,700万円で、前年度比1,300万円の減額を見込んでおります。

国庫支出金は10億4,626万9,000円で、電源立地地域対策交付金の減などにより、前年度比1億2,201万1,000円の減額。

県支出金は5億1,152万8,000円で、核燃料税交付金の減や災害救助費県負担金の増など、合わせて1,398万7,000円の減額を見込んでおります。

繰入金は、財政調整基金や東日本大震災復興基金などからの繰入金10億2,953万円を計上し、各種事務事業に充当してまいります。

町債は、臨時財政対策債1億9,930万円、前年度比2,930万円の増額を見込んでおります。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は6,074万3,000円といたしました。前年度比2,996万2,000円の減額であります。議員報酬並びに議員共済会負担金の減が主なものであります。

総務費は7億2,530万9,000円で、前年度比5,534万4,000円の増額であります。平成24年度は、中長期的な派遣職員に係る負担金や復興まちづくり計画策定事業、支所等管理運営事業、双葉町農業委員会委員一般選挙執行などに係る経費を計上いたしました。

民生費は10億974万1,000円で、前年度比2,594万円の減額であります。青年婦人会館や児童館運営経費、保育園児童運営費負担金の減が主なものであります。「第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」や「障害福祉計画」の策定経費、全国に避難されている皆様の支援に係る経費、仮設住宅等自治会運営補助金などを計上いたしました。

衛生費は4億225万1,000円で、前年度比5,994万2,000円の増額となりました。町民の皆様の健康調査や内部被曝検査、甲状腺検査にかかる経費を計上いたしました。

農林水産業費は1億2,370万6,000円で、前年度比9,236万5,000円の減額であります。水路やため池整備工事、国営請戸川土地改良事業償還金の減が主なものであります。農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業補助金を計上いたしました。

商工費は4,451万5,000円で、前年度比5,021万9,000円の減額であります。双葉町まちタクシー運行補助金、双葉海浜公園施設指定管理委託料の減が主なものです。

土木費は3億8,977万2,000円で、前年度比1億3,503万3,000円の減額であります。道路橋梁工事の減が主なものであります。

消防費は1億4,192万4,000円で、前年度比1,926万2,000円の減額であります。消防費に係る双葉地方広域市町村圏組合負担金、消火栓管理等に係る双葉地方水道企業団負担金の減が主なものであります。

教育費は1億9,970万1,000円で、前年度比4億1,013万1,000円の減額であります。小中学校施設の耐震化事業、学校給食センター運営費の減が主なものであります。避難生活を余儀なくされている幼児、児童生徒にかかる幼稚園就園奨励費や要保護及び準要保護児童生徒就学援助費、またコミュニティ活動を推進するための婦人学級や健康生活学級の開催経費、盆踊り事業補助金、成人式実行委員会助成金などを計上いたしました。

公債費は3億9,262万8,000円で、前年度比5,573万4,000円の減額であります。

諸支出金は5億9,561万2,000円で、前年度比5,109万1,000円の減額であります。将来の行政需要に対応するため、財政調整基金や公共用施設事業運営基金などへの積み立てを行ってまいります。

予備費は2,893万1,000円で、前年度比1,637万8,000円の減額であります。

次に、特別会計の概要について申し上げます。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出予算総額10億2,400万7,000円で、前年度比2億4,300万5,000円の増額であります。医療機関の窓口で支払う被保険者自己負担分の免除による被保険者療養給付費の増が主なものであります。

公有林整備事業特別会計は、歳入歳出予算総額が607万6,000円で、前年度比9万5,000円の減額であります。

公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算総額3億4,015万7,000円で、前年度比8,018万1,000円の減額であります。下水道建設費並びに下水道維持管理費の減が主なものであります。

工業団地造成事業特別会計は、歳入歳出予算総額13万円で、前年度比19万9,000円の減額であります。

介護保険特別会計は、歳入歳出予算総額6億2,068万7,000円で、前年度比2,804万2,000円の増額であります。要介護認定者増加に伴う保険給付費の増が主なものであります。保健医療福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できるよう、円滑な運営を図ってまいります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算総額5,829万2,000円で、前年度比427万9,000円の減額であります。被保険者の減少に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の減が主なものであります。高齢者の皆様が安心して医療が受けられるよう、福島県後期高齢者医療広域連合と連携をとりながら制度の運営を担ってまいります。

平成24年度も改善すべきところは改善し、議会並びに町民の皆様と手を取り合って町復興のために邁進したいと考えていますので、ご協力、ご支援をお願いいたします。

以上申し述べて、施策の方針といたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で平成24年度町長施政方針を終わります。

---

◎提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 日程第34、提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第5号 平成24年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてであります。これは平成23年度に引き続き東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている納税義務者の税負担の軽減を図るものであります。

議案第6号 双葉町職員定数条例の一部改正についてであります。現状の職員数での一般行政事務及び災害業務を適正に執行していくため、農業委員会事務局の定数を1名減少し、町長事務局の職員が1名兼務とし、教育委員会事務局の定数を4名減少し、町長の事務局の定数を5名増加させるための条例改正であります。

議案第7号 双葉町行政区条例の一部改正についてであります。原子力発電所の事故により町民の皆様が全国各地に避難している状況の中、これまでどおりの行政区の組織の活動ができないことから、行政連絡員を置かないこととするために条例の改正をするものであります。

議案第8号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。原子力発電所の事故の影響で町民の皆様が全国各地に避難されている状況で、これまでの行政区による組織の活動ができないことから、行政区長の報酬のうち世帯割と地域割の支給を停止するもので、行政区の組織として区長は廃止せず、均等割額のみ75%を減額するための改正であります。

議案第9号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。町長及び副町長の給料月額、引き続き町長が100分の70を減額し、副町長が100分の50を減額するものとし、教育長の給料の減額については廃止するものであります。特例期間についても平成25年3月31日まで継続するための改正であります。

議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。原発事故の影響で平成23年4月22日に警戒区域が設定されたことに伴い、国及び県では警戒区域内での作業に対し特別勤務手当の特例規則が制定されました。そのことを踏まえ、郡内の町村が統一して警戒区域内での作業に対する特別勤務手当を制定することから、条例の改正をするものであります。

議案第11号 双葉町東日本大震災復興基金条例の一部改正についてであります。平成23年度に交



付された核燃料税交付金の特別枠分を双葉町東日本大震災復興基金に積み立て、今後取り組む事業の財源として有効活用を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。支給対象となる遺族の範囲に、亡くなられた方の当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合に、亡くなられた当時に同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹を加える改正及び東日本大震災に対処するための特例措置として、災害援護資金の貸付に係る貸付期間の「10年」を「13年」に、据え置き期間「3年」を「6年」に、被害の程度と実情を勘案する特例を適用する場合の据え置き期間においては「5年」を「8年」にそれぞれ改正するとともに、貸付利率の「年3%」を「年1.5%」とし、保証人を立てる場合にあっては無利子とする改正を行うものであります。

議案第13号 双葉町介護保険条例の一部改正についてであります。平成21年度から平成23年度までの各年度における介護保険料率を平成24年度における介護保険料率に改めるものであります。

議案第14号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正についてであります。東日本大震災及び原子力災害の影響により、原子力災害対策特別措置法により避難を余儀なくされるなど被害を受けた介護保険法第9条第1項に規定する第1号被保険者が納付すべき介護保険料の減免期間を平成25年3月分まで延長することにより、被保険者の負担軽減を図るものであります。

議案第15号、議案第16号、議案第17号については、双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。本年3月31日で任期満了となる竹原天氏、遠藤直敏氏につきまして、再度固定資産評価審査委員会委員に任命するため議会の同意をお願いするものであります。また、新たに横山壽氏を委員として選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第18号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第10号）についてであります。歳入歳出それぞれ7億369万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は69億8,904万7,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は固定資産税の増収により1億8,253万円の追加、地方交付税は特別交付税5億4,317万9,000円の追加となりました。国庫支出金及び県支出金につきましては、電源立地地域対策交付金の県補助金から国庫補助金の振りかえなどにより、国庫支出金が5,705万7,000円の追加となり、県支出金は1億6,197万1,000円の減額となりました。寄附金は文化スポーツ寄附金やふるさと応援寄附金などの増により171万4,000円の追加、繰入金は東日本大震災復興基金からの繰入金9,318万3,000円を追加、諸収入は原子力立地給付金などの減により857万9,000円の減額となりました。

次に、歳出についてであります。事務事業の確定等により、多くの科目で減額補正となりました。諸支出金は、東日本大震災復興基金などへの積み立てを行うため9億5,541万円の追加となりました。

また、繰越明許費として、市町村行政機能応急復旧事業9,621万6,000円を計上いたしました。

議案第19号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出それぞれ1,809万円を追加し、歳入歳出の総額は10億6,111万1,000円になります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が481万1,000円の減、国庫負担金が6,604万5,000円の減、国庫補助金が8,337万1,000円の増、県負担金が627万2,000円の減、療養給付費交付金が1,810万3,000円の増、共同事業交付金が879万6,000円の減となります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費が124万2,000円の減、徴税費が174万5,000円の減、保険給付費の療養諸費が2,000万円の追加、共同事業拠出金が244万2,000円の追加、保健事業費が109万2,000円の減となります。

議案第20号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります、歳入歳出それぞれ3万円を減額し、総額は3億5,199万6,000円となります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が2万8,000円の減額であります。

歳出は、下水道総務費が11万2,000円の減、下水道建設費が8万7,000円の減、下水道維持費が16万9,000円の追加となります。

議案第21号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります、歳入歳出それぞれ122万1,000円減額し、歳入歳出予算総額を7億8,680万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金の一般会計繰入金が122万1,000円の減額となります。

歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス等諸費966万6,000円、諸支出金が30万円を追加し、保険給付費の高額介護サービス等費966万6,000円、予備費を150万円それぞれ減額するものであります。

議案第22号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります、歳入歳出それぞれ584万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額が2,398万円となります。

歳入は、後期高齢者医療保険料の減免により、584万5,000円の減額となります。

歳出の主なものは、保険料の減免に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合納付金が584万5,000円の減額となります。

議案第23号 平成24年度双葉町一般会計予算から議案第29号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由につきましては、施政方針の中で触れさせていただきましたので、ここでの説明は省略させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります、これまで人権擁護委員として、全ての人権が尊重される共生の社会実現のために尽力していただきました木幡英征氏が本年6月をもって任期が満了となります。今期で退任したいとのご意向により、今回新たに永野康明氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時20分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

# 平成24年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年3月13日（火曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

2番 白 岩 寿 夫 君

6番 清 川 泰 弘 君

5番 菅 野 博 紀 君

1番 羽 山 君 子 君

3番 岩 本 久 人 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川 克隆 君
副町長	井上 一芳 君
教育長	江尻 邦夫 君
秘書広報課長	大住 宗重 君
総務課長	武内 裕美 君
企画課総括主任 主査兼 原子力対策係長	平岩 邦弘 君
税務課長	大沼 武 君
産業振興課長兼 建設課長兼 農業委員 農事務局長	大橋 利一 君
住民生活課長	渡邊 勇 君
健康福祉課長	竹本 良一 君
会計管理者	半谷 安子 君
教育総務課長	高野 憲一 君
生涯学習課長	今泉 祐一 君
代表監査委員	五十嵐 一雄 君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野 利彦
書記	高橋 春枝

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号2番、白岩寿夫君の一般質問を許可いたします。

2番、白岩寿夫君。

（2番 白岩寿夫君登壇）

○2番（白岩寿夫君） おはようございます。通告番号1番、議席番号2番、一般質問を行います。

原子力発電所で原発事故が起きて、あれから1年が過ぎ、いまだ何も変わらない。双葉町町民の気持ちは疲れ果て、気力もなければ、希望も、夢すらなくなっていくばかりです。あすは一体どう生きていけばよいのかわからない。ただただ生きてください。これが現実でなければと思うばかりです。なぜ私たちがこのような思いをしなければいけないのか。どうすることもできません。逃げるように日本じゅうにばらばらに散らばった双葉町町民はいつ福島県に戻ってこれるのか、祈るばかりです。

まず初めに、避難対応について。今でも双葉町町民は、公平、公正でない生活を送っております。今後格差のない支援と的確な情報提供などの施策を町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 2番、白岩寿夫議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

避難生活において、今後格差のない支援と的確な情報提供などの施策についてのおたかしであります。昨年の東日本大震災並びに原子力災害から1年が過ぎ、全国に避難されている町民の皆様には、長引く避難生活での先の見えない将来への不安や、不自由で精神的ストレスを抱えながらの生活、大変なご苦労があります。

現在全国41都道府県に避難され、それぞれの自治体や地域などから大変温かいご支援をいただいているところであり、さらに仮設住宅、借り上げ住宅、避難所と3つに分かれた避難生活となっており、白岩議員のご指摘のように、全国の町民の皆様がすべて同等の支援になっているかとなると、なかなか

か厳しい現実であります。全国の避難先自治体での支援など、それぞれの地域特性もありますが、町といたしましては一つ一つ格差のない行政サービスと生活支援に取り組んでまいりたいと考えております。

情報提供についてですが、全国の避難世帯に2月下旬から電子掲示板（デジタルフォトフレーム）を配置し、行政情報をきめ細かく迅速に提供できるシステム構築を図り、さらに、身近な「広報ふたば」など紙ベースの情報も内容の充実を図り、的確な情報の提供に努めてまいります。この情報提供が全国に避難されている町民の皆様には心の支えとなる大変重要な位置づけであり、行政と町民のきずなをより深めるための施策と考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 原発の事故が起き、今でも双葉町住民が日本じゅうにばらばらに散らばっている中、いまだ、あれから何も変わっておりません。やっと町、行政も福島県に福島の支所が置かれました。郡山に住んでいる双葉町町民は、とても便利で、感謝していると思います。でも、いわきの仮設またはいわきのまちに住んでいる双葉町町民、福島の支所にいわきからどのくらいかかると思いますか。時間にして2時間、これが白河、福島、会津、猪苗代、南相馬、県外からのことを考えると、とても不便です。これだけの双葉町住民が県内外に離れ、役場機能が県外に置いてあるのでは、町職員が幾らいても住民に対して目が届くわけはありません。早く言えば、投げっ放しです。町長、このまま福島の支所だけでは、とても住民は対応することは難しいです。皆さん多分各仮設住宅から、借上げから町長に対する支所の要望書を届けようと思っている方がいっぱいいます。これはやはり町として住民に対しての投げっ放しという、私が言う言葉のとおりではないかと思います。

遠い福島支所、これ交通事故でもあったらと思うと、住民の皆さんは大変だと思います。今ばらばらになった双葉町の住民は高速に乗って加須に行ったり、双葉の機能がある役場に行ったり、親戚に行ったり、あらゆる遠いところに車で走っております。今双葉町住民に対して事故がたくさん発生している、このことを町長はわかっていますか。皆さん大変な思いでこの災害を乗り切ろうと住民は考えています。それは町長もわかっていると思いますが、この大変な中でやはり各支所をつくる、これも大きな、町長にとって大変な思いだと思いますが、それよりもまず町を1つにすること。早く福島県に戻って、福島県双葉町をつかって、これが双葉町が1つになることだと思います。そうすると、住民にとってとても安心が、そして不安の中での心は変わると思います。これが公平、公正での格差のない支援だと考えられます。早く、町長、町を1つにしてください。

また、散らばってしまった双葉町町民、いつ福島県に戻ってこれるでしょうかという声がこの福島県に住んでいる双葉町の住民から聞こえてきます。埼玉県加須市にある避難所での生活、それを見ても、毎日の食べている食事、避難所を出て双葉町町民の皆さんは生活の自立に走っております。自分が生きていくための生活費、電気、水道、ガス、食事代、本当に食べられない人を、困っている人を町は助けなければなりません。守らなければなりません。どのような考えがあるのか町長にお尋



ねします。

また、双葉町の住民の家族の中でたくさんの人々がばらばらな生活をしております。双葉町の住民の方は普通の暮らしすらできない。決してぜいたくな暮らしなど望んではいけないはずで、1つの屋根の下で家族と一緒に生活すること、これは本当のぜいたくなのでしょうか。今までどおり家族が1つになって普通の暮らしを望むことが一番の楽しみだと思います。町長、いかがでしょうか。

また、双葉町役場職員、住民のために一生懸命今努力しています。動いています。その職員の人たちも我々と同じ被害者なのです。この中で、やはり家族と離れ離れになっている職員の方もおります。でも、やはり町じゅうの双葉の住民が離れ離れになっている中で、職員が家族と一緒にということもやはり難しいのかなと考えます。でも、やはり同じ双葉町住民のために働く、動く。このことは、やはり家族と一緒にいると、職員の方も安心してしっかりした仕事をできると思います。町長も大変住民のことを考えると苦しいですが、やはり少しでも職員のことを考えることも大事かなと思います。町長、このことについてどう思うか答えてみてください。答えてみてくださいというのはちょっとおかしいですが、どう感じますか。お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 先ほどの答弁の中でお答えいたしました。その中でちょっとまた分かれてしまったと思うのですが、まず1番はこの事故なのです。事故がなければ、今白岩議員が言われるように、すべてのことがなく、平穏無事に暮らせてきたのです。職場もある、すべてがあつたのですが、今言われているもろもろの原因は事故であります。しかし、起きてしまいました。

この事故に対する対応をどうするかということがまことに遅々として進んでおりません。これは事実であります。いつも私は申し上げているのですが、もう少し既存の法律を整理して、取り組みやすいように予算いただいてやるようにやらせていただければ、もっともっと住民の皆さんに不満を感じることなくやっていけるということで、3月の下旬だったのですが、全国原子力所在市町村協議会の役員会の中で各大臣にお願いしてまいりました。その時には、いわゆる災害救助法のあり方、原子力事故における災害というのはその時は組み込まれていなかったはずですから、期限がない避難ということになる可能性もあるので、柔軟な対応あるいは新たな法律を大至急つくっていただきたい、そしてまた対応については速やかにお願いを申し上げてまいりましたが、まだまだそれが目に見えるような国からの示唆がありません。今もって従来のような要望行為をしなければ、我々がこんなに困っているのだよということを要望行為しなければ動いてもらえないような形になっていて、大変残念であります。

福島の方々の分散した形で今住まわれていますが、当初仮設をつくるときに、福島県では何かつくってみたいけれども、入れないところがあったということで、双葉町についてはアンケート調査をとりたい、そういう申し入れがありました。では町民の皆さんにアンケートをとってくださいということでとった結果、その希望によって今つくったわけですがけれども、ここでもやはり仮設住宅とい

う問題に対して、町民の皆さんは借り上げ住宅を多くの方が望みました。ところが、災害救助法の中で言うと、借り上げ住宅に対しては非常に冷たいわけですね。一緒に避難しているわけですから、その境界なんてあってはならないわけですけども、ここが今既存の制度のやはり問題なのですが、解決を訴えてきました。しかし、なかなか対応されていない中で、借り上げ住宅というのは急ぎよできたところですが、これはこれでよかったのですけれども、やっぱりそこも災害救助法の枠の中に入れてもらうべき話ですけども、これも要望してまいりました。

常に要望なのです。我々は被害を受けたのですが、被害が要望しなければ実現しないような、このようなことは本当に残念でなりません。もっと災害対策本部、県庁にありますけれども、国の本部は、我々のところにあの方たちが実態調査に一回も来たことないのです。来ているかどうか記憶にはないのです。来たかどうかわかりませんが、私の記憶にあるような形で来られたこと、我々の町民の生活実態、何が悩みなのだ、どういうところに問題あるかということに調査されたような記憶がございません。やはり私たちは政府の避難指示で避難しているわけですから、ここはずっと面倒見ていただきたいと思うわけです。決して甘えるわけではありません。着のみ着のまま避難をせざるを得なかったこの現実に対して、やはり避難指示を出したところからずっとついてもらって、今この現実を、やはり悩みを解決していただきたい。できないのであれば、できないと国が言ってくればいいです。そのかわり、どういう措置を私どもがすればいいのか。財源措置どうするか、あるいはいろんな制度、規則、そういったものもなくフリーにできるのか、そういうことも再三話しているのですが、なかなか対応がされていなくて非常に困っております。

そんな中で、まとめますと、福島にいつ戻るのかということですが、これは県外に避難されている町民の皆さんははっきり言って戻らないと言います。これは全員ではないと思いますが、戻れぬ、戻りたくても戻れないからですね。戻りたいです、気持ちは。ふるさとを捨てるという意味ではありません。やはり今の我々の地域が安全でないという判断のもとに、そういう発言されていると思っております。

このために、私は政府のほうに安全宣言を出していただきたいと申し入れしています。安全宣言ですね。政府の責任のもとに。それがなくて、戻って、後で何かあったら大変なことになりますから、だからそういうことの区域の見直しも含めて、20ミリシーベルトで進みなさいということについても、住んでもいいと言った安全委員の家族の方にまず住んでいただいて、その安全の確認をしていただきたい、申し入れしています。

このように、ちょっと現場の実情と政府側には乖離あるのではないだろうか。私どものこういう状況の中にあっても、現地の本部、すべての統括している本部の方がどの程度掌握しているのか非常に疑問な点がありまして、困っております。

今回町民懇談会やりまして、町政懇談会やりまして、やはり県内の住民の方からは役場機能を戻せという意見がありました。一方、県外の避難所を回ってみますと、そういう話題はほとんどありませ

んでした。そんな中で、やはり利便性というか、そういったことも考慮して、これから機能移転については皆さんと協議しながら進めてまいりたいと考えております。

職員も相当疲れております。私もわかっております。職員も不足気味であります。4月からは埼玉の地域の方から、あるいは全国から職員の応援が入ることになっております。それでも足りません。さらにまた応援をしていただくように、全国原子力所在市町村協議会の会員の中にもお願いをいたしております。ここは応援をいただいて、何とか職員の過重労働に対しても対応していきたいと考えております。

避難所の問題ですが、避難所の問題も自治会ができるようになっておりますので、あり方を含めて話し合っ、皆さんの余り無理強いをすることなく、自主的に皆さんにもその方向性を、そういうのを含めて、皆さんから伺っていることも含めて対応をお願いしてまいりたいと考えております。

まず、職員の家族の一緒にいられない。これは町民の皆さんもそうですね。もう1世帯から何世帯かに今ふえています。このようにふえている中で、当然家族のコミュニケーションができませんから、家族同士の今度はいろんな問題があることも承知しております。事故がなければ発生し得ないような悲惨なこともあるようでありますので、大変心配しております。1つになるということ、これは当然私もそういうことを絶対必要だと考えています。町が1つになるということを目指しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 避難の対応について最後の質問です。

○議長（佐々木清一君） 白岩議員に申し上げたいですが、町長の答弁に対して何を質問するのか、そこをしてください。これ一問一答で白岩議員やっていますから、それ目的をしっかりと、わきまえて質問していただきたい。

（「3回目」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） いや、構いません、これは。

○2番（白岩寿夫君） 避難の対応についてですが、双葉町は多くの問題を抱えている中、私たち住民は決して町民皆平等な生活を送っているわけではありません。仕事をなくし、不安の中で精いっぱい生きています。だれの助けも受けず、ただ前に進むだけです。毎日毎日あしたという日を迎え、進んでいだけなのです。

私は双葉町の町民の代弁者として町長にお伺いします。町長、私たち町民を双葉町町民と思っておりますか。法のもとに平等ですか。憲法に守られていますか。あるのは、嫌な思い出と、つらさと、不安と絶望と放射能だけです。決して平等ではない。どう思いますか、町長答えてください。

○議長（佐々木清一君） 白岩議員さん、今は避難対応について通告しているのですけれども、少しこれ外れていると思ひますが。

○2番（白岩寿夫君） 今困っているからということで、町長の声を聞きたい。この大きな問題の中

で、先ほど言ったとおり不安の中で精いっぱいということで、町長の意見を聞きたいということです。

○議長（佐々木清一君） 避難対応の中で聞きたいわけ。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今まとめてお答えいたします。

法のもとに平等ではないと思います。放射能で避難しております。双葉町民として大いに思っております。なぜならば、この次の町の担い手である子供たちを放射能の脅威からなるべく離れたということが、将来的には町を守る、そして町民の皆様それぞれの、川俣町からはそれぞればらばらになりましたけれども、あの時の状況、どこまで広がるかわからなかった状況の中では離れるしかなかったのです。落ちついてだんだんと福島の方に戻りました。これは皆さんの意思で戻っております。だけれども、今前段で聞かれたところについて非常にうまくはっていない現実であります。やはりこれは仮の町をつくって商売ができるように、あるいは学校があって、いろんなことがあって、そしてくつろげる、そういう環境がぜひとも必要であります。これが一番ベストは、賠償金も何も要らない、もとの双葉町を返してもらいたいことなのです。これが最高のことですが、どうしても物理的にはできない。であれば、違うところを本来であれば用意してもらって、そこに避難するのが本来のあり方です。これも残念ながら子どもが汗をかかなければならない。避難指示だけしか政府からはないです。そのほか一切ないです。どこに、どうして、何をすべきか、いまだもってありません。したがって、不平等の中で町民を守るための精いっぱいの仕事をしているわけです。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次に、町の復旧、復興についてですが、戻ることを前提としたまちづくりを考えていますが、いつ戻れるか、戻れないか、今どのように考えを持っているのか、町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） いつ戻れるかわからない今、戻ることを前提としたまちづくりをどのように考えているのかとのおたしであります。東日本大震災の発生から1年が経過し、その後の福島第一原子力発電所の事故により大量の放射性物質が放出され、今も警戒区域に設定されたままとなっております。昨年12月に原子力発電所事故の収束に向けた道筋（ステップ2）が完了し、政府による事故の収束宣言がなされておりますが、現場では汚染水の処理や2号機原子炉圧力容器の温度管理のふぐあいなど、いまだ数多くの課題を抱え、原子力発電所全体が安定状態にはないと考えています。さらに、今後新たな区域見直しが行われる予定となっており、本当の意味での事故収束がいつになり、いつ帰還できるのか明確な判断が示されない中で、我々の避難生活が長期化することが懸念されております。双葉町に帰還するまでには長い道のりになると考えられますが、町民の皆様とともに必ず双葉町に戻り、町を復興させたいと考えております。

双葉町を将来にわたって継承していくためには、これまで長年築いてきた町民皆さん相互の地域の

深いきずなを維持し、コミュニティを再構築していくことが大変重要であります。そのためには、双葉町復興まちづくり計画を策定し、今後いつの日か双葉町に戻ることを目標にし、時限的町づくり、いわゆる仮の町については、線量の低下と除染に向けた準備、町民の皆さんの健康の継続的な管理、生活や事業の再建など、町の復旧、復興の重要な課題にどのように取り組むのかを町民の皆様にお示ししなければならぬと考えております。

復興まちづくり計画の策定に当たっては、町民皆様のご意見を幅広く拝聴しながら復興計画に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） たくさんの双葉町住民が福島県を求めて、双葉町には住めないが、生まれ育った双葉町に近いところに住みたいため、福島市、郡山、白河、いわき、会津に住んでおります。危険であれば福島県には戻りません。今子供たちもこの福島県に住んでおります。町長は、福島県に住んでいる人は住むことが危ない、危険と思っておりますか。もし安全と思うなら、町長も家族も一緒に福島県に戻って、私たちと一緒に安全であることを確認し、福島県に双葉町の機能を戻しましょうよ。前も私が質問しましたが、もう一度どうでしょうか、町長。

○議長（佐々木清一君） 白岩議員さん、申し上げます。質問が戻ることを前提にしているのですが、復旧、復興については、それで今機能を戻すことを質問しているのですか。ちょっと外れてしまうのですが。町民が戻ることを質問しているので、この点を聞いていただいて、その答弁に対して納得いかない質問をしていただきたい、再質問は。もっと明確に、どの部分を答弁してほしいのか再質問してください。

2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） やはり安全ということについての町長の考え、そしてここに福島県というものを、安全性を考えての前の質問でした。だからこそ「機能」という言葉も使ってしまいましたが、やはり町長も一緒にこの福島県に住みましょうという質問であります。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 私の1回目の答弁の中に、原子力発電所全体が安定状態にないと考えていますということに関連してお答えいたします。

この状態にないと考えていますというのは、去る7日の日に私は発電所に入りました。これは安全協定に基づいて入ってまいりました。その中身というのは、まさに安全な状態、事故は収束されているのかというところを重点に見てまいりました。そこで東電側に聞いたところ、「収束というプロセスありますか」と言ったら、「ありません」と言ったのです。したがって、継続中ですね。1号、2号、3号の炉内の状況もまだわかっていません。これから調べて、これから収束の対応を講じるわけです。それから、4号炉のいわゆる耐震強度について、どのぐらいあるのですか。塩分に対するコンクリート強度劣化、これについての考えを聞いたところ、明確な答えができませんでした。それが

ら、これは聞くまでもなかったですが、水処理装置の電源喪失の問題、これは十分対応しているのか。あるいは水処理装置が停止しても可能なのですか。これも十分余裕ある。これは確認してまいりました。しかし、屋外に置かれているタンク等については、大きな地震になると暴れてしまうのではないかと。それによって配管が外れて、廃液が外部へ漏れてしまう、そういう恐れを感じてまいりました。したがって、東電のフェンスの外についての安全性だけが語られていますけれども、あの構内自身の安全性というものは私はまだ予断を許す状況ではないということと考えております。

それから、これは日本の中の決め事ごとですが、1ミリシーベルト年間ということが決まっております。確かに。いわゆる年間1ミリシーベルトを超えないことというわけです。この決まっているながら、20ミリシーベルトでも住めるというようなことが言われております。50とか100とかという話もありますが、これは閉鎖空間の作業空間の作業時の被曝でございます。その現場から外れると一般区域になりまして、ほとんど放射能のない地域に戻れる。というのは、作業の限られた時間だけがそういう高線量の地域で、人体が被曝をする。しかし、それを出れば通常の状態になって、被曝の環境から外れる。ところが、今1ミリシーベルトというのは国の基準で決まっています。これはやはり国も幾ら緊急時といっても、緊急時であるがゆえに1ミリシーベルトというのは決まっています。通常はそんな決めなくたっていいです。ないわけですから、自然放射能だけです。そういう環境の中で安全かと言われると、私も専門家ではありませんから、ただ私としての感覚で言えば、やはり決まっている以上は超えないことが望ましいというふうに判断しておりまして、そういう超えない地域に町民の皆さんには住んでいただきたいなと思います。ただ、まだまだこの話はいろいろ大きな影響を及ぼしますので、全体として国は取り組んでいただきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 最後の質問です。私たち双葉町の住民の多くは、双葉町に近いという心の安心感でこの福島県に戻りたいという考えでいるのです。ここに双葉町の仮の町という感じで町長は考えることはできないでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 白岩議員さん、これ2番の質問の再々質問ですか、再質問ですか。

○2番（白岩寿夫君） 再々。

○議長（佐々木清一君） 再々質問ですか。

（「議長、休議」「ちょっと時間くれますか」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、休議します。

休憩 午前 9時48分

---

再開 午前 9時49分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 町長、今の問題は取り消します。

次に、町とともに学校復旧、復興について質問します。町の復旧、復興は子供が戻れることが前提です。今後の学校教育をどのような形でつくり上げていくのか教育長に質問します。

○議長（佐々木清一君） 江尻教育長。

（教育長 江尻邦夫君登壇）

○教育長（江尻邦夫君） 2番、白岩寿夫議員の一般質問の通告にお答えをいたします。

双葉町とともに学校の復旧、復興について、双葉町の復旧、復興は子供が戻れることが前提です。今後学校（教育）をどのような形でつくり上げていくのかというおたがしであります。教育委員会といたしましては、双葉町の将来を担う子供たちを育成するため、学校の再開を最重要課題とし、かねてより実施しておりました双葉町教育基本計画の目標であります「社会から求められる人材の育成」の実現に向け、再び教育の充実に努めなければならないと考えております。学校は地域のコミュニティの拠点でもあり、居住地を選択する際、学齢期の子供を持つ家庭にとっては望ましい学習環境の確保が重要な要因となっており、その他の住民の皆さんにとっても、地域のシンボルである学校の存在は大きいものがあります。

町の復興のビジョンでもある仮の町構想に、教育委員会といたしましてもそれに参画をして、子供たちが安心して勉学に集中でき、双葉町の教育を受けてよかったと言われるような学校づくりに努めてまいります。

さらに、学校再開の計画を着実に打ち立てることにより、各地に分散避難している住民の方々が学校の周辺に戻ることができ、地域のきずなやコミュニティが復活するなど、学校の再開が双葉町の復旧、復興の重要な柱になるものと考えております。

学校再開のための計画策定にはさまざまな課題がありますが、子供たちやその保護者の皆さんが安心して教育ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整っていることが必要不可欠となってきますので、再開の時期や場所などを含め、町民の皆さんのご意見を踏まえ、町当局との十分な協議により進めてまいりますので、ご理解をお願いします。

○2番（白岩寿夫君） これで私の質問を終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号6番、清川泰弘君の一般質問を許可いたします。

6番、清川泰弘君。

（6番 清川泰弘君登壇）

○6番（清川泰弘君） ただいま議長から許可いただきました6番の清川泰弘であります。今後双葉町の進む道について簡単明瞭に3つほど質問したいと思っておりますので、簡明な答弁をお願いしたいと思います。

平成23年3月11日発生の東日本大震災と原子力発電所の事故から1年が過ぎました。現在原子力事故により警戒区域に設定されていますが、今後双葉町の進む道について3点ほど質問したいと思いま

す。

1点目であります。今後の進む道について、大変重要でありましたので、1つ、2月26日の双葉郡8町村長と国の意見交換会が中止になったことについて、出席すべきだったと思いますが、町長の考え方をお聞かせください。これは新聞報道ありますけれども、新聞報道はすべてが正しいとは思っていませんので、これは町民に町長の口からひとつお願いしたい。町長イコール議会のところでお答えをいただきたいと思えます。

2つ目、議会と町民の懇談会の中で、役場本体機能を県内に戻す時期と設置場所について多くの質問、意見が出されました。このことについて町長の考え方をお聞かせください。このことについても今後の双葉町のあり方について非常に重要でありますので、簡明にひとつお願いします。

3つ目、「仮の町」または「時限的町」とかいろいろ言われていますけれども、このことについて町長はどのように考えているのか、ひとつお願いしたいと思えます。

再質問がありましたら再質問します。ひとつよろしくどうぞお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 6番、清川泰弘議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、双葉地方町村会と国の意見交換会についてのおただしであります。この会議は、国が今後の双葉地方の復興、住民支援、除染、賠償問題並びに中間貯蔵施設の設置など、地域振興や賠償問題について総合的に議論する重要な場としてとらえております。このため、前段には郡内の総務、企画担当課長会議を開き、実務的に共通課題の検討を実施、またその後、副町村長会議に諮り、内容等の確認、調整を行い、まとめ、町村長会議を経て国に要求することとして準備しておりました。

この会議のあり方については、国とも十分協議をしながら準備をしておりました。お互いの立場を尊重しながら、守るべきことは守るということでありました。しかし、その話があったにもかかわらず、あたかも場所等が決定したかのように、中間貯蔵施設に係る用地買収などをめぐる国の方針が先行報道されました。これまで、地元を尊重し協議しながら進めるとしていたこと、さらに前例にとられることのない議論が困難との危惧、さらに強い不信感と危機感を感じたため、一たん中止を決定したものであります。その後、議論の進め方及び国の考え方等について確認できましたので、去る10日には再度協議をすることといたしました。また、内容については、報道されたとおりであります。

次に、役場のあり方についてのおただしであります。本年1月、町民の皆様には復興への手順とプロセスを示した「復興への道（案）」をお示しし、アンケート形式によるパブリックコメントを実施しました。また、過日行った町政懇談会においても、避難生活が長期化する中で、生活への不安、行政に対する要望、ふるさとの復興、また事業の再建、安全、健康不安、きずなの構築など幅広い意見をいただきました。この中に、ご質問の役場機能についての意見もございました。町民の皆様にとっての役場の重要性について改めて再認識したところであります。このため、今回のアンケート、町政



懇談会の内容を検討、分析を行うとともに、さらに今後、町民の皆様から復興並びに役場のあり方についてのご意見やアイデアを伺う機会を設け、協議を進め、決定してまいりたいと考えております。

「仮の町」について町長はどのように考えているかとのおたがしであります。双葉町の復旧、復興を目指した復興まちづくり計画の策定に当たっては、双葉町にいつの日か帰還することを目標に計画を策定していきたいと考えております。しかし、福島第一原子力発電所全体が安定状況にないこと、放射性物質の除去や高線量の瓦れきの処理が進んでいないこと、さらには地震や津波で被害を受けたインフラの復旧の見通しが立っていないことから、双葉町に帰還する時期がいつになるのか、現時点においては明確な判断が示されていない厳しい状況にあります。

このように避難生活が長期化する中、時限的に市街地を形成し、町ぐるみで集団移転を実施することも選択肢の一つとして今後検討しなければいけない重要な課題と考えています。この時限的町、いわゆる仮の町については、子供たちや高齢者などの町民の皆さんが安全で安心して生活できる環境にあり、住宅だけでなく学校や病院、商店街、オフィス、工場、農場が備わり、町民の皆さんが協力して相互に助け合うコミュニティが維持されることなど、町が本来持つべき機能が確保されている状態であることが望ましいと考えています。

本年1月に実施した「復興への道（素案）」に関する町民アンケートでは、こうした復興への町の考え方を示し、時限的町づくりに対する町民の皆様のご意見を伺いましたが、その結果、時限的な町は必要だと回答した方が回答者の約半数を占め、「不要」または「わからない」とされた方でも、「心のよりどころとして必要」、「多額の費用、場所、時期について不透明である」などの意見もありました。

復興まちづくりの方向性について町民の皆様からのご意見を十分に踏まえて、今後双葉町復興まちづくり計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） 1番の2月26日の町村長と国の会議のあり方についてもいろいろな答弁がありましたけれども、町長は何か国との意見、会談というか、懇談会というか、この集まりの手順に沿って国がそれをやるとマスコミが報道したから取りやめたというか、中止にしたというようなお答えだったと思いますけれども、これは、この懇談会というか、協議会というか、このことについての主催者はどなたですか。

それで、中止決定の通知は、これはどのようにしてやったのか。ただ多くの町民が私に電話とかその他、私もそうなのですが、これは開催をして、その場で国に対して、あなた方は約束を守っていかんではないか、こんなことではもう会議に臨めないということで一応開くべきは開いて、そこできっちりしたものを言って、今後のことについて言っているなら、これは非常に私はそのほうがよかったのではないかと思います。これは、中止したことについては、それよりもまず、だれが主催者だったのだ。国が主催したものか、8町村の井戸川克隆会長が主催したものか、その辺だけ聞けば、こ

の問題についてはその後ありません。

それから、役場機能の本体のことですけれども、これは町政懇談会でも出たという話ですけれども、我々議会でもいろいろ出ました。ただ、何を言うも、かにを言うも、現実にも放射能は放出されているわけですね。これも私は東電から文書や何か見たのでありませんけれども、新聞の報道によると、1日に1万ベクレルとかという数字は、これはマスコミですから、どこまで本当だかわかりませんが、その中で我々が今の物理的に現状を踏まえた場合に、何年先に戻れるのだからということさえわからなくては次のステップは踏めないと思います。

それで、我々住民、町民もですけれども、何年戻れないのだ。これは総理大臣に話してもだめなのだべと。物理的にどうなのだ。だから、物理的に30年は戻れませんというのだから、30年たったら戻れますというのだから、その辺をはっきりしてもらいたい。これは役場機能からすべての双葉町の今後についてはこれ一点なのです。町長はもちろん町長ですから、ご存じのとおり、双葉町は七千弱の人口で70歳以上が1,700人もいます。80歳以上の人が相当おられます。町長も話しましたね、きのう。おれの死に場所を探してくれとか、いろいろあります。だから、とにかく何年戻れないのだから、これは物理的にきっちりわかっているわけですね。正式に発表されないから、我々30年戻れませんとか、20年たったら帰れますなんて我々も言えない。おまえ、何を根拠に言っているか。それをきっちり早く示して、次のことはすべてここにあると思います。そのことについては、もしあれだったら簡明にひとつお願いします。

あと、仮の町構想でありますけれども、これは確かに必要だと思います。町長の考えも大体わかりました。だから、これもすべては、何年たったら戻れるということがすべての原点だと思います。そのことについてお答えもらえば、私の質問は終わります。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 清川議員の再質問にお答えいたします。

まず、26日の主催者は双葉地方町村会の会長、井戸川でございます。朝、国側の代表などにお断りの電話を入れて、その理解を求めています。連絡方法については、副会長にこのことの行為については話をしながらやっております。あと、事務局に書く時間がありませんでしたので、各町村長さんにこのことの旨の連絡を周知をさせております。

それから、何年先ということ、これは私もプロではありませんので、この場で答えをしろと言われると、全く話にならないというおしかりを受けるかもしれません。そのぐらい、先ほども申し上げましたように、問題は、4号炉については健全であれば燃料の取り出しは比較的計画的にできるのではないだろうかと思います。しかし、1、2、3号についての燃料の取り出しが、今からまずその中身を確認するというか、状態を確認するということで近々にカメラを入れるという話は聞いております。入れた話はまだ聞いていませんが、入れたいという話は聞いております。だから、入れた結果もまだ報告来ませんし、その取り出しの方法はこれから検討するということになるぐらい、世界に例のない

本当に難しい作業が残っております。解体する際にも、やはり放射能が飛び散るわけでございます。今高レベル放射能瓦れきを緊急的に土中に仮置きするようなことをやっておりますが、いずれにしても今やっている作業というのは、本格的な作業というにはまだ手が入っていません。応急の対策ということの中で、必死に命がけで現場では作業をしております。したがって、1、2、3号の溶けたといういわゆる燃料の取り出し口にも放射能が相当出るのではないかという恐れがあります。たとえ小屋をかけて覆っても、やはり移動するわけですから、そういう時点においても放射能の放出が今後とも続くという見通しでありますので、申しわけありませんが、この場で数字的に何年ということは、私はその情報は出ていませんので、お答えできません。しかし、今ご質問があったということで、国のほうに、議会のほうからこういう質問あったから出していただけないだろうかという申し入れはしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） 私も6年ぶりに一般質問なんかやりましたので、ちょっと緊張しております。これで質問は終わりますけれども、今まで我々昨年の3月から緊急避難ということで、加須の騎西高校に落ちつくまではすべてのことが執行部、町長の専決で行って来ました。それで、これは議会も緊急避難でもしようがないだろうということですと我々はそれに甘んじてきました。ただ、ここ1年をたつて、ある程度落ちつきを取り戻した中で、やはり町長も毎日、日々日々激務だと。我々はそれは感謝して、それは十分わかります。ですけれども、ただ理想や感情論だけではなく、現実を踏まえてひとつやっていたきたいと思います。

また、町民の方からも、選挙の中で町長には白紙信任状を渡したのではないよ、そういうことがありましたので、そこを踏まえて今後ひとつ頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。これで終わります。

○議長（佐々木清一君） 清川議員さん、これは質問ではないので、要望でしょう。

○6番（清川泰弘君） 要望だ。最後にとっているのだ、今お答えに対して。

○議長（佐々木清一君） 要望はやっていないわけですから、それは、再質問はそれをやってください。

○6番（清川泰弘君） いや、そんなに議長は何もやる必要はないのだ。抑える必要はないのだ。非難や何かしているのではないのだから。

以上で終わります。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時14分

---

再開 午前10時40分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号3番、議席番号5番、菅野博紀、ただいま議長の許可が出ましたので、一般質問させていただきます。

初めに、今年の東日本大震災及び原子力災害から1年がたち、犠牲になられた方に心よりご冥福申し上げます。あと、答弁に関しては質問したことのお答えをいただきたいことと、はっきり聞こえる答弁をお願いしたいと思います。

では、一般質問に入らせていただきます。

東日本大震災から1年がたち、いまだ補償、賠償、健康問題に不安を抱えたままの避難生活が続いていますが、今後行政としてどのような方向性で進んでいくのか町民に示すべきだと思います。このようなことから質問させていただきます。

1、双葉町弁護団について。（1）、双葉町弁護団に支払う着手金ですが、本人が1万円、町が1万円で合計2万円、個人で東京弁護士会に依頼するときの着手金は1万円だそうです。この金額の違いで何が変わるのかお伺いいたします。

2、双葉町弁護団への依頼件数並びに当初の予定件数と、これまでの実績結果をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 5番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、弁護団に支払う着手金についてのおたがしであります。双葉町弁護団は、全国各地で不自由な避難生活を強いられている双葉町民の早期かつ適正な救済を図るものとして、当初埼玉の原発被害救済弁護団が双葉町と連携して全国の弁護士会救済支援センター及び弁護団に呼びかけ、昨年12月25日に結成されたものであります。また、東京原発被災者弁護団では、基本的に弁護団の団員は全員双葉町弁護団の団員という形がとられております。

町では、双葉町弁護団を通じて受任した案件については、1名当たり1万円の補助を行うこととしております。ただし、双葉町弁護団案件の委任契約では、統一的に1名当たり1万円の着手実費と1万円の実費、合計2万円を着手時に支払っていただくことになっているため、結果として依頼者本人の負担は現在の東京弁護団で契約している場合と変わりはありません。さらに、町の要望や他の地域の状況を踏まえて、双葉町弁護団との連携をとりながら足並みをそろえることになっておりますので、申し立ての内容等については相違点はありませんので、ご理解願います。

次に、双葉町弁護団への依頼件数並びに当初の予定件数とこれまでの実績結果についてのおたがしですが、昨年12月25日に原発被害救済双葉町弁護団を結成して以降、福島県、埼玉県、神奈川県、茨

城県、東京都、宮城県、新潟県において、町民の皆さんに対して原子力損害賠償和解仲介申立書に関する説明相談会を開催し、これまで1,767名の参加がありました。

まず、当初の予定件数については、町民全世帯を対象としております。依頼件数は、3月9日現在で47世帯、110人の受任報告がなされております。また、これまでの実績についてですが、2月29日に、東京都にある原子力損害賠償紛争解決センターに対して、双葉町弁護士が受任した案件のうち準備が整った22世帯、47人分の集団申し立てを行ったところです。

今後も集団申し立てを月1回程度行う予定としておりますが、東京電力には、被災者の立場に立ち、完全賠償と早期和解に向けた誠意ある対応を強く求めていく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 再質問に入らせていただきます。

東京弁護士会個人でやると1万円、それで町に依頼して町負担とやれば2万円、これは倍になっているわけですね。こういうことも調べないうちに、こういう予算をとったのかということになるのではないのでしょうか。そこら辺、今東日本大震災並びに原子力事故において本当に非常に大変な財政だという割には、ここら辺全然何も考えないで、考えないよりも、ちゃんと調べないでこういう事業をやったのですかということになると思うのですが、その点に関してちゃんと下調べもした中でこれはわかっていたということですか、最初から。そこに対して、この（1）番にお答えください。

あと、この（2）番で今全世帯対象にというお話聞きました。答弁ありましたが、その答弁で、全世帯を対象にということですがけれども、私がこの説明を聞いたときには60%の町民と聞き覚えがあるのですが、説明したときと執行したときのこの対象人数というのは変わるのか、町長お伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まず、1番の町の金額と弁護士会の違いということですが、当初これ町が先行していたときにはこのような情報はありませんでした。後ほどこういうふうになってきていますので、違いが発生しました。

それから、全世帯と、60%と説明したということですが、あくまで全世帯であって、その中でも60%の見込みということでご説明したと思います。最終的には全世帯というのでありますけれども、その中でもやはり個人で対応したり違うところで対応したりするというので、違った道を選ばれることがあるだろうということで60%と申し上げました。考えは、町民の皆さんから言われれば、全世帯から申し入れあれば、これは受け入れということでございます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ私も（1）番のこの弁護士会に払う着手金、後から聞きました。けれども、これに関してはもう10月、11月からわかっていた人たちがいます。これは町長、これ町長がとめた東電の請求、双葉町の町民は説明いただくことないと。それは町民の話を聞かないで執行してい

くから、こういう話が出てくるのではないですか。逆に言えば、損をしたのですよね、町は。ちゃんとこういう案内だけで済んだものを、1万円で済む人と町が補助する人と、同じ金額で補助した人、補助しない人というのは、これは町民平等には全然反していると思うのです。町としてのちゃんとした予算を執行するときには下調べが足りなかったと、これは言わざるを得ないですよ。ましてや、それを知っていた町民がいたということは、町がちゃんと町民との話し合いをしていなかったと。これは現実的なことだと思うのですけれども、その点についてちょっとお答えください。

あと、依頼件数の件です。60%説明は多分間違いないです。私も覚えあると思うし、執行部側もあると思いますが、これは予算がかかわることではないですか。全世帯対応しますよ。議会の承認事項ですよ。「対応しようと思いました」ではなくて、普通に考えれば、最初から全世帯だったら、全世帯分の予算を計上するのが普通ではないですか。それで、実際に行ったら、そんなに予算使っていないですよ。使っていない中で、今年度その分の減額補正はするのかもしれないのか。出てきていないですよ。いつするのか。ちゃんとしたことをちゃんとやっていただければ予算はいいと思いますが、これ全然下調べがなっていないと思うのですけれども、そこら辺に対してちょっと町長に答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） その弁護士さんの問題ですが、埼玉弁護士会あるいは日弁連と協議しながらやってきた課程でありまして、この1万円というのはその時点では私どものほうでは情報を得ていなかったのは事実であります。全く情報を得ていなかったということに対しましては、おわびを申し上げたいと思います。

あと、この60%ということは、やはり当初やってみないとわからないというところもありましたし、急ぐという方もありました。いわゆる待ってられないからということで東京電力の請求書を置いていくという方もありまして、その辺の見込みで60%という説明をしたつもりであります。補正については、年度末確定した後の6月補正になるかと思えます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私もこれに関してちょっと、今質問終わろうと思ったのですけれども、このまま1個だけ。議長に断ればどうなのですか。

○議長（佐々木清一君） 3回で終わりですので、次の質問に入ってください。

○5番（菅野博紀君） では、これに関してちょっと一つ言わせてもらいたいのは、ちゃんと間違っただことは謝るのが世の中のルールなので、そこら辺は謝罪は欲しいなと思えます。町民に対しての謝罪でございます。

それで、2番、行政全般について。1番、役場機能本体の福島県移動はいつ行われるのか。また、12月定例会で、福島支所に町長がいないときは副町長がいていただくとのお約束をしましたが、どのようになっているのかお伺いいたします。

2番、騎西高校に避難している方の人数をお伺いいたします。

3番、中間貯蔵施設についてですが、今後の町の方向性に大きくかかわる問題です。町長の考えをお伺いいたします。

4番、町長の言う仮の町のことをお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まず、役場機能についてであります。福島県内に避難している町民の皆様を支援するために、昨年10月末から福島支所を設置して対応しているところであり、特に大きな弊害もなく推移していると考えております。

また、福島支所の現在の体制であります。本年1月から私も時々、そして副町長が毎週定期的に福島支所に駐在して、各担当とのミーティングを実施し、課題を抽出、解決を図るなど、円滑な事務事業の執行に当たっております。

さらに、役場機能のあり方については、さまざまな意見、要望があることも承知しておりますので、今後さまざまな角度から検討を加え、町民の皆様にとって最良のサービスにつながるような体制をとりたいと考えておりますので、ご理解願います。

旧騎西高校に避難している方の人数のおただしであります。3月11日現在の調査では、職員を除きまして398人の町民の皆様が避難しております。

中間貯蔵施設についての考え方についてのご質問ですが、これまでも新聞やテレビの報道でもございますとおり、いろいろと政府の情報や福島県の立場などが繰り返し国の内外をにぎわせております。ご存知のとおり、中間貯蔵施設はその規模と影響力から、広域的な判断と協議が必要な案件として、双葉地方町村会や県で協議すべき事項としてご理解をいただいているところでございます。町としては、さきの町政懇談会の中でもご説明申し上げましたが、政府の方針では廃棄物を各町村の仮置き場に3年、そして中間貯蔵施設に30年置いてから最終処分地への搬出といったロードマップを広報されておりますが、最終処分地の候補地も確保されていない状況では、町は慎重にならざるを得ないことと思っております。私たちの次の世代、そしてその次の世代、そしてその次といった将来の子孫に対して、責任のある行動が必要とされています。今後、双葉地方町村会や国、県との協議の中で議論されることと思われませんが、本町としては、町の将来にかかわる重要な問題として住民の皆様の意見に広く耳を傾け、議会とも十分に相談しながら慎重な対応を心がけてまいりたいと思っております。

「仮の町」についてのおただしであります。さきの清川泰弘議員の一般質問にも答弁いたしましたが、双葉町に帰還する時期がいつになるのか、現時点において明確な判断が示されていない厳しい状況にあり、かつ避難生活が長期化する中、時限的に市街地を形成し、町ぐるみで集団移転を実施することも選択肢の一つとして今後検討しなければいけない重要な課題として考えております。

この「時限的町」、いわゆる「仮の町」については、子供たちや高齢者など町民の皆様が安全で安

心して生活できる環境にあることが第1であり、教育、医療福祉、商業施設が備わっており、町民の皆様への雇用の場が確保されることも重要な要素となります。さらに、町民の皆様が協力して相互に助け合うコミュニティが維持されるなど、町が本来持つべき機能が確保されている状態にあることが望ましいと考えています。

全国各地に避難している町民同士の深いきずなを維持、発展させ、コミュニティを再構築させるためにも復興まちづくり計画の策定は非常に重要となりますので、今後町民の皆様からの時限的町づくりを含めた双葉町の復旧、復興のあり方に対するご意見をいただきながら計画の策定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 1番、役場機能、大きな問題もなく……済みません、議長、1つ、いつ戻るのかというところで僕は答えもらっていないのですけれども。いつ戻るのかというご質問していますよね。それに対しては、副町長、町長が行っているのかという話がありますけれども、いつ戻るのかという質問をしています。議長、時間とめてください。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。時間とめてください。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 大変失礼しました。

いつ戻るのかということは、先ほど来答弁をしておりますが、この戻ることには当たっては、前半白岩議員、清川議員にもお答えしております。これは大変重要な問題でありますので、その時期については今後皆様方と協議してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 役場機能についてなのですが、いつ戻るのかの今お答えいただきましたが、協議、協議と町長言っていますけれども、町民の皆さんの話を、いつ話を聞いたの。もう昨年来、4月からずっと僕は言っています。約1年たって全然その方向性が見えていないということと、私たちが議会としてこの中をやったときに、役場機能に関しては町民の半数以上がこれは言っていることなので、町長は自分の考えで町を執行するのか、逆に町民の意向で町を執行するのかを、ちょっと僕そこら辺ひとつ聞かせてください。

あと、支所の問題で、大きな問題もなく、副町長が定期的に、町長も時々寄っているという答弁でした。これは言わせてもらえば、副町長は週に2日、町長は福島で何かあるときの帰りに寄ったり、行くとき寄ったりということではないですか。それがこの前の12月議会でここで言った話なのですか、



執行されていると。今白河とかそういうところに石油を運んだり、そういう面はわかります。町民の皆さんの声聞いていますか。これ前回の一般質問でも言われていますけれども、問題提起になっていないのです。町民は声を発しているのです。それを聞こうとしない行政があるのです。問題はいっぱいあります。自治会の問題にしたって何にしたっていろいろな問題がある中で、町長、声を聞かないで問題はないと言うのは、これは全くもっておかしい話ですよ。本当に問題がないのかどうなのか、その点についてもこの1番には2つ目の質問をさせていただきます。

あと、(2)番、騎西高校の避難、町民だけというお答えいただきましたよね。きょう朝、朝一番でインターネット、町で出しているインターネットに記載されている人数が561人、旧埼玉県立騎西高校、避難所ですよ、出ています。これ町長の答弁で出てくるのは、職員も入れていますと言うと思うのです。職員は仕事には来ていますけれども、あそこには避難していません。そういう話ではなくて、ちゃんとした人数を12月議会でちゃんと出してくれという要望をしているはずなのです。これは出てきていないですよ、全然。これはおかしい話ではないですか。議会で要請しているものに対して全然出していないですよ、3カ月たって。そこら辺ちゃんとした人数を教えてください。

これに関しては、逆に言えば弁当、今何個頼んでいるのかも伺います。人数が大体確定できるようなものがあります。出てくると思うので、それに対して答弁をください。

あと、3番、中間貯蔵に関してですが、今後町議会と話し合っていていきたいということですが、こういう話し合いというのはこれだけではないと思うのです。町民の皆さんのこととか、そういうものに関して町長はよく報道陣の前で、議会と町民と話して、相談してから決めます。何も相談されていないではないですか、ほとんど。中間貯蔵に関しては、今きのうもお話いただいて、資料もいただきました。ほとんどのことが町民の話を聞いていない。議会もわからないままに進んでいることが大多数だと思います。それに対してちょっと答弁をいただきたいと思います。

4番の仮の町、町長、僕これ時期を忘れましてけれども、仮の町に関しては、これからは議会とか町民の意見を聞いて話す、これも言っているのですよ、町長は。仮の町ばかりが全然先行して、何も中、当初予算にも入ってきていますよね。漠然として話するよりも、何で町長は仮の町の話、私はこういうふうに考えていますけれども、どうなのでしょうかと町民に問うことも、せっかく初めての町政懇談会をやったのに、そこで話聞いてきていないのですか。これはおかしいですよ。町長が、新聞の記事で、2月27日、毎日新聞です、報道陣に、つくばは環境がよく、よくしてもらっています。福島県内に住む皆さんと話題が違う。覚悟を持って避難されている方が多いから、未来の話が多かったというコメント出しているのですよね。僕、つくばの皆さんもみんな、双葉町の町民とみんな一緒だと思うのです。では、逆に言えば、どここの人間には仮の町の話はしますけれども、この人間はしませんといたら、それは町民不平等ですよ。不平等の中に入っていくので、それに関して、町長が言う仮の町に関してはちゃんとした自分の考え方と方向性を言って、相談してやっていくのが普通だと思うのですけれども、これに対したって漠然と仮の町しか言っていませんよね。

あと、違う言い方すれば時限的な町づくり。「仮の町」というのはおかしいでしょうと前私言いました。特に「時限的な町づくり」って、これ意味は一緒なのですよね。アンケートでも、時限的な町づくりについては回答者の半数以上が必要であると回答されていると、きのう町長おっしゃいましたよね。このアンケート、これ、このアンケートに対して、町長、今町民が町長、行政と話してもどうしようもないという結果が出ていないですか、これ。町民が行政との距離を置き始まっているのです。このアンケートが半数以上だったら僕はあれだと思いますが、これ回収率17.2%、これがこのアンケートに沿ってこういう時限的なことをやって、仮の町とかそういうのをやっていくのかどうか、ちょっとお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員の再質問にお答えします。

今行政全般についてのところですが、県内の支所の問題ですね。これは大きな問題というところが誤解を呼びましたので訂正させていただきますが、問題ないわけでありませぬ。絶対あります。もう何と言っているか、住民の皆さん一人一人にお答えすると本当に一人一人の問題が全部ありますので、なかなか答えがないところもありますので、大変不便を来しておるところについてはおわびを申し上げたいと思います。

私もほぼいろいろ動き回っておりますので、なかなか常時詰めるということは物理的に難しい。そのかわり、副町長がその分内部にいるようにしておりますが、どうしても副町長も公用で、町長の代理ということで出なければならぬこともあります。どちらにしても、どちらにしているということが固定できない中で今動きがあるのですが、やはり今こういう状況になりますと、通常の業務以上に業務の問題があります。特に土日になると国の関係上、必ず会議等が入りますし、行事等も入ってきます。平日においても協議、会議、そういったものが入ってきますので、どうしても町として出席しなければならない会合等のために両立ができないところもあることもありますので、精いっぱいその中で今時間を割いてやっているところということでご理解をいただきたいと思います。

騎西高校については、今398人と申し上げましたが、このデータの出し方についてちょっと処理、整理しないといけないということで指示をしております。弁当については、何個なのかちょっとわかりませぬので、今調べます。調べてお答えいたします。

中間貯蔵については、10日に初めて場所の希望を受けてきました。あとは容積とかそういったもの、構造とかというようなもの、正確なものはまだ私どもはわかっておりませぬ。ただ1枚の絵にかかっているような、新聞に出ているようなあの姿は見えておりますけれども、全体像はまだ見えていませぬが、場所を示されたために、今後どういう協議をするのか、町村会として一度町村長の意見をまとめてみたいと思います。引き続き限りなく情報は議会のほうにも提供してまいりたいと考えております。議会終了後、町村長会議を開いて、10日に提示されたことについて今後どのようにするかまとめていきたいと思っております。いずれにしろこれは早急に片づくものではないということですので、

議会の皆様とよく情報交換をしまえようと思っております。

仮の町については当初予算には入れましたが、これは調査費ということで入れまして、詳しいこれからの構想について調査をするということでありまして、私のほうがこのためのこれを調査するとか、このために調査費をつけるということではなくて、やはり多くの皆さんの意見を聞くということのための調査費ということですので、具体的に場所とか規模とか、先ほど申し上げたのは、このようなものがあるべきだということを申し上げただけであって、具体性のほうは今何も私にはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

(「議長、時間とめてください」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 時間をとめます。休議します。

休憩 午前11時12分

---

再開 午前11時14分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 弁当の数については総務課長から説明をさせます。

○議長(佐々木清一君) 武内総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 菅野議員のご質問にご回答したいと思いますのですが、弁当の数でございますが、平均的に300程度、プラスあと体の弱い方等のための、病人食ではないのですが、そういった方等のための弁当、これが30ぐらいというような予定しています。これは土日によっても、出かける方等もいますので、日にちによって調整をしながら頼んでおりますが、平均的には今申し上げた300というふうな数字でございます。

○議長(佐々木清一君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 僕は正確な数字を教えてくださいと言うのです。

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前11時15分

---

再開 午前11時24分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 総務課長から報告させます。

○議長(佐々木清一君) 武内総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 菅野議員の質問に回答したいと思います。

現時点の注文数であります。朝が260、昼が190、夜が300プラス、病態食が先ほど申し上げまし

たように30ということでございます。朝と昼については、学校に通う生徒あるいは昼間いろいろな用事で出かける方、働いている方おりますので、そういった関係で昼は少ないというふうな状況でございます。

(「人数、正確な人数聞いたんですよ。正確な人数を聞いています。

391でいいなら、391でいいですよ。いいですか。じゃ、ちゃん

と言って。いいですね、391でいいんですね。98」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) これ、役場機能に関しては、私は、町民は別としても、こちらに支所とか連絡所を置いて、役場機能、町長、副町長が福島県でやるのが、行って本所を、本機能を福島県に置くのが一番望ましいと思います。これは多くの町民が言っていることに、町長、これは町はそれに逆らうというよりも、町民の話を聞かないということですかということですので最後にご答弁ください。

あと、旧騎西高校の人数、これ398で、私今ここで言いましたら議事録残りますから、ちゃんとした責任はとっていただけるのですよね。大丈夫ですよ。まさかそこに仮設も借りたり、借り上げを借りている人が騎西高校にもダブルで入っている人はいないと思うのですけれども、それも入れていませんよね。入れていないと思うので、それであれば、ダブルで登録している人とかいないのであれば、この398でいいのですよね。それに関して答弁をいただきたいと思います。

それと、この弁当のことにしましては、昨日テレビを見させていただきました。私は騎西高校の近くで借り上げ住宅を借りていらっしゃるという方がいました。ということは、この弁当が当てにならないですよ、人数に。それと、整合性がないのではないですか。夜例えば330だとして、引く、68ではないですか。その分皆さん毎日68の方が外食しているのか。人数の整合性がないということ、ちょっとこれちゃんと答えてほしいのです。

それと、町のインターネット。もう一回言います。この一番上の人数はプラスすると7,012名、それと都道府県別でやると6,984名になりますよね。それは何でこんなになるのですか。双葉町の町民というのは県内、県外の時と都道府県の避難の状況では人数が変わってしまうのですか。そこら辺をちょっとお聞きします。

あと、仮の町に関しては、なるべく多くの町民とお話しして進めてください。町長は、今までやっていることに関して町民の不安をあおっているようにしか見えません、構想もないままに「仮の町」、「仮の町」と言うのは、町民が不安なのですから、そういうことをちゃんと考えて、町民の話をもっと聞いて役場の方向性を決めていただきたいと思うので、今後それに当たっての答弁をお願いします。

そして、再々質問なのでこれで私も終わらせてもらいますが、ちゃんとした、今後うそのない答弁をお願いします。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) まず、福島支所のお話ですが、福島県内の町民の方が、やはり持っていこ

うという話は多くの方はしております。一方、こちらにおられる方は、だめだよという方もおられます。この辺がやはり大変難しい話であります。これが実情であります。町長がどちらに行くかという、これはこことって、ずっと固めるつもりはございません。やはり一番効率のいい、仕事のしやすいところに行くべきというふうに考えております。今後これについては取り組んでまいります。

それから、398人の中では、要するにこちらにまだ登録されている方も含めておりますので、こちらのほうに役場のほうで外すわけにいきません。本人申請の部分ありますので、そういう方も含まれているということをご理解ください。

あとまた、7,000と6,000というのの違いについては、住民生活課長からご説明申し上げたいと思います。

仮の町については、もとよりいつも申し上げていますが、先ほど申し上げているとおり、これからは町民の皆さんの合意形成を図るべく対応をしていきますので、決して私は多くの案を持っているというわけではございません。ただ、先ほど申し上げたことが含まれるべきだということで、場所についても今後のこともまだ考えてはおりません。皆さんと話し合う中で、多くの皆さんが望むところにつくるべきというふうに考えています。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 菅野議員のご質問にご説明申し上げたいと思います。

都道府県別の人数につきましては、私の手元にあるのは、現在3月10日現在のしかございませんので、その範囲内でわかる数字をご説明申し上げたいと思いますが、都道府県別の人数につきましては7,012名の内訳が、都道府県別の人数が6,987で、それに加えて、情報があるのですが、現在海外とかで所在が明確でない分が25名となります。これの合計が7,012名になります。震災当時の人数が、双葉町としての人数が7,140というふうに統計上確認しております。このうち死亡、行方不明が125名と、あと震災時に生活実態なしというのが3名ほどございます。情報を通じて現在発表しております。

以上でございます。

○5番（菅野博紀君） どうもありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 午前中はこれで終わります。午後1時から再開します。

休憩 午前11時34分

---

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位4番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） 通告番号4番、議席1番、羽山君子、ただいま議長の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。また、東日本大震災並びに原子力災害で犠牲になられた方々の心よりのご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問させていただきます。\_\_\_\_\_

1番、双葉地方総決起大会後の取り組みについて。昨年12月、いわき市において完全賠償を求める双葉地方総決起大会が開催され、決議文が採択されました。その中に、「国は原子力損害賠償紛争審査会の委員に我々を参加させること」とありましたが、その後の町の取り組みと町長の決意をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 申しわけありませんでした。それでは、「双葉町」と直させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 今羽山君子君から質問の取り消しがありましたが、ご異議ありませんね。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

さきの双葉地方総決起大会時における原子力損害賠償紛争審査会の中に委員としての参加ということですが、これはご存じのように、このたび総理並びに各大臣に、町並びに議会としても要望いたしております。あの当時要望もしてありますが、町としてお答えできることは、被害者である一員を入れて、現場の状況を知る者がその審査会における審査の時に実体験としての意見も取り入れるべき、そのように私も思っております。1つには、交通事故事例が中間指針で採用されました。私どもは生命の危険を感じながら、そしてまたそのような状況の中で、住む町、住む家、その地域を離れることになりました。交通事故の事例とは雲泥の差がございます。このような思いは、今避難されている多くの町民も同じ考えだと思います。したがって、まだ実現されておりましたが、引き続き委員として参加できるよう要望をしていきたいと思っております。

中間指針というものの時期、あり方についても、私は郡山市におきまして原子力損害賠償紛争審査会委員の方との懇談の機会がありました折もこの旨を要望しております。実態に合った内容で、私たちは損を受けているわけですので、損を償っていただきたい、ただそれだけだと町民も思っていると

思います。私も個人的にはそのように考えております。まだ反映されておられませんあの要望に対して、引き続き反映できるよう、されるようお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） あれから3カ月、8カ町村で取り組んだ決起大会は単なるセレモニーではなかったはずですが。町は3月8日、国に対する要望書の中にも盛り込まれ、各省庁にも要望してきましたが、原子力紛争審査会に私たち被災者代表を参加させる、このことについての人選、審査会への申し入れなどどのように進めているか、また進めていくのか、何か具体的なことがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 羽山議員もご存じのように、これは文部科学省で法律がございます。原子力損害に係る法律の中に、紛争審査会を置くこととされております。この法律の解釈を変えていただいて、根幹からあり方を見直していただかなければなりません。そのような手続をもって私どもの要望についてこたえていただくよう、さらに強く関係機関にお願いを、あるいは要望してまいりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 16日にも改正版の指針が出る予定と新聞などにも取り上げられております。時間をかけていられる暇はないのですね。東京電力さんでは、審査会の中間指針に従うことを原則としています。余りの事の重大さから、目に見える形での取り組みをお願いして、この質問を終わります。また、リーダーシップを発揮して、よろしく願いいたしておきます。

それでは、2番、町民のコミュニティについて。現在福島県内には約3,300人の町民の方が避難しております。ストレス、避難疲れなど精神面でのリフレッシュが必要かと思われまます。

そこで、情報の交換及び介護の予防、健康増進を図るため、県内にある飯坂や磐梯熱海、湯本等の温泉施設を個人の負担なしで町民のコミュニティの場として利用できないか。また、町長はどう考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 県内に避難されている町民のコミュニティについて、情報の交換及び介護予防、健康増進を図るため、県内にある各温泉施設を個人負担なしで利用できないのかのおたただしですが、全国に避難されている町民の皆様、また福島県内に避難されている町民の皆様は、避難生活が1年を超える長期に及んでいることから、自分と家族の健康面の問題、経済的な問題、将来の問題などから、身体面、精神面に、羽山議員のお話のようにストレス、避難疲れがあることは私も感じております。そのため、それぞれの状態に応じた精神面でのリフレッシュ、そしてコミュニティの場は大切なことであります。温泉につき、町民が顔を合わせることはその意味でも効果的であることは言うまでもありません。しかしながら、福島県内に避難されている皆様が費用負担なしで温泉を利

用することについては、全国に避難している町民との調整が伴いますので、どのようにすればよいか検討してまいります。

なお、コミュニティの場については、今後検討が必要と考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） この前の議会との懇談会の中で、借り上げ住宅で情報が無い、コミュニティがとれない、情報の交換の場が無いなどいろんな意見をいただきました。この1年間、仮設借り上げなどで狭い家での生活をしています。せめて月に一、二度ぐらい、皆様が自由に話し合い、触れ合う場として、国や県、市等が運営している温泉施設を利用し、リフレッシュ、ストレス解消、精神面でのリハビリ、またコミュニティの場として活用していただくことが災害に遭った者の保護という意味ではぜひ必要ではないでしょうかと思います。その辺、もう一度町長の考えをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

これは借り上げ住宅の方のみならず、全町民に答えるべきことだと思いますが、せめて月に一、二度、国、県の施設を利用してもよいのではないかと、これはそういう考えもあってもよいというふうに私は思います。今回の事故はいろいろな事情で起きたのでしようけれども、被災者である我々は一方的な被害を受けております。したがって、いろんな思いやり、温かい手を差し伸べていただくことについては、当然このようなことがあってよいのではないかと思います。

今後このご意見に対しましては、関係機関にこのような要望があるということを伝えて、実現できるように交渉してみたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 福島には飯坂、郡山には伊達、磐梯熱海、白河には甲子、いわきには湯本などがあり、少しでも元気で快適な避難生活を送っていただくことが今の皆様の最大の課題ではないかと思われまので、これの対応をよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 通告順位5番、議席番号3番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

3番、岩本久人君。

（3番 岩本久人君登壇）

○3番（岩本久人君） こんにちは。議席番号3番、岩本久人でございます。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、あらかじめ提出させていただいております通告書に沿って質問をさせていただきます。

なお、午前中登壇しました同僚議員と質問が重複する点もありますが、質問をさせていただきます。

大きな1点目、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。未曾有の東日本大震災、甚大な東京電力福島第一原子力発電所事故からはや1年が過ぎました。1年を過ぎた今なお、大地震、大津波のつめ跡が被災地に、被災者の心に残されたまま、原発事故による放射能汚染被害により身も心も奪われ



てしまいました。一刻も早い復旧、復興への方針、道筋が求められていると思いますが、いまだに示されず、町民の生活も何も変わっておりませんが現状です。

昨年12月定例会の一般質問いたしました旧騎西高校の町民の人数、閉鎖の時期、ふるさとへ戻ること前提としてのまちづくりをするのか、戻らないことを前提としたまちづくりをするのか、復興計画策定の時期や、町民アンケート調査はやるのか、町独自のモニタリング調査はやるのか、町独自の除染計画予定など、今後ふるさと双葉へ帰還のための道筋と思い、質問しましたが、避難生活1年が過ぎても進んでおりません。我々議会はことし1月に10カ所において町民と議会との懇談会を開き、さまざまな要望、悲痛な叫びを伺ってまいりました。中でも役場機能本体の県内への移転、中間貯蔵施設の問題、早期の損害賠償、新たな生活再建など諸問題が寄せられました。町としても早急に町の方針、方策が必要だと思っておりますが、今後の町政執行について数点お伺いいたします。

1点目、3月11日現在、埼玉県旧騎西高校内にて1次避難生活している町民の方は何人いるのかお伺いいたします。

2点目、埼玉旧騎西高校1次避難所としてはいつごろ閉鎖する予定か。また、それぞれの町民の方が自立のための方策をお伺いいたします。

3点目、双葉町復興計画策定はいつごろになるのか、時期をお伺いいたします。また、復興計画の基本理念もあわせて伺います。

4点目ですが、埼玉支所役場機能本体は今後福島県内に移転なのか、県外に移転なのか、移転時期もあわせてお伺いいたします。

5点目、町長が言っている仮の町集団移転の構想をお伺いいたします。また、このことも福島県内につくるのか、県外なのか、あわせてお伺いします。

6点目、復旧、復興に向けての県との連携強化を今後どのように図っていくのかお伺いいたします。

大きな2点目、仮設住宅等における現状について。長引く避難生活から1年が経過して、県内外で暮らしている町民の皆さんは望郷の念を抱きながら、つらい日々の中で頑張っております。町民の方々がそれぞれ避難状況が違って平等に支援の手を差し伸べ、決して孤独にしないよう、きめ細かな情報を提供しなければならないと思います。そこで、応急仮設住宅及び借り上げ賃貸住宅等での町民同士の親睦、融和のためのコミュニティづくりや情報交換の場が重要と思います。今後行政として円滑な町民の交流事業へ公平な支援が必要と思いますが、町の対応について数点お伺いいたします。

1点目は、仮設住宅及び借り上げ賃貸住宅でのコミュニティ組織、自治会への運営費の予算化は考えているのかどうかお伺いいたします。

2点目は、県内仮設住宅での自治会運営ときずな事業は支援のかなめだと思いますが、その役割分担はどのようになっているのでしょうか。また、町としての対応、係はどのようになっているのかお伺いいたします。

最後に、3点目は、いわき南台仮設住宅の増設の予定はあるのかどうか。また、今後いわき地区へ

の連絡所等の行政機能の設置の予定を考えているのかどうかお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 3番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、平成24年3月11日現在、埼玉県旧騎西高校内にて1次避難生活している町民は何人かのおただしであります。3月11日現在の調査では、職員を除きまして398人の町民の皆様が避難をしております。

次に、旧騎西高校1次避難所閉鎖の時期はいつかのおただしであります。政府は昨年12月16日に原発事故収束のステップ2完了を宣言しましたが、現実にはまだ不安定な状態が続いており、見通せない状況にあります。ここ旧騎西高校の中長期的な避難先としての活用を埼玉県知事から提供を受ける際には、避難所としての時期は設定されておりません。また、原因者からは、双葉町で安心して住めるようにするための方向が全く示されておりません。町としては財源に限りがあるため、国と県において除染や賠償問題、インフラ整備など数多くの問題についてどのように復旧、復興を考えているのか、まず示していただきたいと考えております。

次に、自立のための方策はとのおただしであります。現在旧騎西高校においては、自治会を立ち上げるため3月8日に設立準備委員会を開催したところであります。今後この自治会が中心となって1次避難所の運営を行っていただきたいと考えており、それぞれの家族事情などさまざまなことにより異なりますが、引き続き自立に向けての生活支援を中心に進めてまいりたいと考えております。

双葉町の復興計画の策定期間と基本理念についてのおただしであります。まず双葉町復興まちづくり計画策定のための費用を平成24年度一般会計当初予算に計上しており、平成24年度中の計画策定を目指すこととしております。復興まちづくり計画の策定に当たっては、第1として、全国に避難する町民の皆様への生活支援、行政サービスの維持継続、第2として、双葉町の安全が確認できるまでの間、中長期的な対応をするための生活基盤の整備、いわゆる時限的仮の町づくり、第3として、双葉町全域の安全を確認し、いつの日か町民の皆様とともに帰還し、ふるさとの再生を目指す、この3つを基本理念に計画の策定を行う考えであります。

役場機能のあり方についてのおただしであります。清川議員にもお答えいたしましたが、「復興への道」のアンケート調査、さらには町政懇談会においてもさまざまな意見があります。したがって、このような意見を踏まえるとともに、今後さらに町民の皆様のご要望を確認し、総合的に調査、検討を加えて決定したいと考えております。また、時期につきましては、町民の皆様のコミュニティ、きずなの存続ができるよう、早期に対応してまいりたいと考えております。

次に、仮の町（集団移転）の構想と場所についてのおただしであります。双葉町に帰還する時期がいつになるのか、現時点において政府からの明確な判断が示されず、避難生活が長期化する中、今

後時限的に市街地を形成し、町ぐるみで集団移転を実施することも選択肢の一つとして検討しなければいけない重要な課題の一つと考えています。この時限的町、いわゆる仮の町については、さきの清川泰弘議員、菅野博紀議員の一般質問にも答弁いたしましたが、子供たちや高齢者など町民の皆様が安全で安心して生活できる環境にあることが第一であり、教育、医療福祉、商業施設が備わっており、町民の皆様への雇用の場が確保されていることも重要な要素であり、町民の皆様が協力して相互に助け合うコミュニティが維持されるなど、町が本来持つべき機能が確保されている状態にあることが望ましいと考えています。仮の町を設置するとした場合、これらの条件を満たす適地を選定する必要がありますが、今後町民の皆様のご意見を慎重に見極めながら、仮の町づくりを総合的に検討していかねばならないと考えております。

次に、復興に向けて県との連携強化を今後どのように図るのかとのおたただしであります。福島県が昨年12月にまとめた第1次福島県復興計画では、復興への具体的な取り組みとして「応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援」、「未来を担う子ども・若者の育成」、「地域のきずなの再生・発展」、「新たな時代をリードする産業の創出」、「災害に強く、未来を拓く社会づくり」などを掲げており、特にこれらの実現に当たっては市町村との連携が必要と位置づけております。今後双葉町の帰還や時限的町づくりを検討するに当たっては、原子力発電所安定化に向けた取り組みの確認、環境モニタリング評価、放射性物質の除去作業など検討課題が広範囲にわたっておりますので、今後とも国に対して迅速かつ正確にこれらの情報提供を行うこと、また復興の実現に必要な復興財源の確保や人的支援などについても福島県と連携して強く求めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、仮設住宅や借り上げ住宅でのコミュニティ組織、自治会への運営費の予算化についてのおたただしであります。3月11日の震災から1年が経過し、原発事故による放射能の影響から長期間の避難生活が余儀なくされており、仮設住宅等ご不便な毎日をお過ごしのことと思います。避難生活が長引く中、行政と住民相互間の連携や情報提供等、自治会の果たす役割は大変重要なものと考えております。このため、町としても自治組織の自主的運営と行政側との密接な連携を図り、より効果的な組織運営と発展に向けた支援を行うため、本年度当初予算へ補助金を計上いたしております。

仮設住宅や借り上げ住宅での自治会運営ときずな事業との役割分担、町の対応についてのおたただしであります。自治会は会員相互の親睦や協調、連携等を中心に活動しながら、同時に地域内活動を行うことで良好な地域社会の形成を図るものと考えております。また、きずな事業であります。行政からの各種情報伝達や支援物資等の配布、施設等の見守り、敷地内環境の整備等、支所と住民とのパイプ役として重要な役割を果たしているものと理解しております。町といたしましては、自治会組織への自主性を尊重し、住民相互間の融和を図っていただくとともに、きずな事業支援員との有機的な連携を促し、健全な自治組織の運営のため、相互間の調整を図りつつ、支援してまいります。

いわき南台仮設住宅の増設の予定は、また連絡所等の行政機能の設置予定はとのおたただしでありま

すが、いわき南台仮設住宅の入居状況は、建設戸数250戸のうち232戸が入居しており、現在も入居希望者からの問い合わせが多数に上っております。県内全体の入居割合は約6割であります。南台の入居割合は9割以上で、入居希望が大変高くなっております。このため、今後もこのような入居希望者が続く状況であるならば、福島県と協議し、増設について検討してまいりたいと考えております。

また、行政機能の設置につきましても、避難者の増加に伴い行政需要の増大により、避難者への行政サービス等の提供等支障が懸念される場合、適切に対応すべきものと考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） お答えをいただきまして、再度質問をさせていただきます。

大きな1点目の町長の政治姿勢ですけれども、(1)番、1点目の旧騎西高校内の町民の人数398人ということで、午前中の同僚議員の質問にも答えがありましたけれども、私は12月議会でも聞きました。12月議会では563名という騎西高校の中の町民の人数でしたけれども、この3カ月で165名が騎西高校を出たということなのですね。思い切り何か人数165名というふうに出しましたけれども、この165名の実態をちょっとよくわからないですね。県内のほうに越したのだから、また別な地域に出られたのだから、その辺もちょっと聞いてみたいと思うのですけれども、要するに実際騎西高校の中には何人いるのだということなのです。とても398人いるような感じではないのですよね。先ほど同僚議員の答えにも弁当の話がありましたけれども、300個程度ということで、多分3カ月前も弁当の数はそう変わっていないと思うのです。165人も減っているのに、弁当の数も変わっていない。165人の方は弁当は食べていなかったのかなというふうに思うのです。ですから、とにかく実態をしっかりと我々に伝えてほしい。

旧騎西高校は災害救助法で、そして埼玉県のほうから支援を受けているというふうに思うのです。支援を受けている以上は、やはり実態のある正確な避難者をつかんでいなければ、これは正しくないと思うのです。国からのやはり税金で支援を受けているわけですから、やはり人数についても実態のある人数を教えてください。細かく言うのであれば、籍を置いて、仕事のために福島県ないし最寄りの市町村に行ったり来たりされている方、そして常時避難所にいる方分けて、やはり我々に教えていただきたいというふうに思うのですが、何か本当に騎西高校の人数が少なくなっていけば、本当に埼玉の1次避難所にいる理由がなくなってしまうのでこういう人数を出すのかなというふうに疑ってしまうのです。もう一度これはお答えください。

あと、旧騎西高校の閉鎖の時期ですけれども、直ちに閉鎖しろというふうに私は言っているわけではありません。もう1年が過ぎているわけですから、町長は前に、この旧騎西高校に1年まず住んでみて、そして判断するというふうに言ったように思われます。春、夏、秋、冬と、ここで、加須でもう1年過ぎたわけですね。騎西高校に住んでいる方、この環境の変化で亡くなった方もいらっしゃいます。体調を悪くしている方もいます。ベッドに伏している方も多くいらっしゃいます。また、この冬、大分劣悪な環境の中で感染症がはやったというふうなことも聞いております。12月の議会でも私

の質問に、多くの町民の皆さんの意見を聞いてやってまいりたい、期限を答える段階ではないというふうな答弁がありましたけれども、では町長が、また仮の町は後で申し上げますが、町長が言う仮の町ができるまで騎西高校に、できるまでここにいるということなののでしょうか。その辺どうですか。仮の町ができるまでこの旧騎西高校は閉鎖しないということですか。私は、役場機能を県内に戻して、県内に住環境を整備して、1度には無理でしょうから、戻れる方から県内のほうに移動していただくというその対策をとらなければいけないというふうに思うのです。

自立の方策ということを知ったのですが、そういった意味で私は聞いたのですが、何か自治会を設立するというようなことで、方策というのはやはり自立するための方策ということで、騎西高校から、やはり県内ないしそういう安定した環境の中で、プライバシーを保ったところに自立するということが私は聞いたのでありますが、自治会を設立して、そして騎西高校の中を充実していくというか、そういうふうな答弁のようだったので、再度お伺いいたします。

それと、あと4点目と5点目の役場機能の移転、仮の町構想を質問しましたが、県内なのか県外なのかということについてお答えいただけていないと思うのですが、よろしくお伺いいたします。

仮の町構想ですが、町長は子供たちを放射線から遠ざけたいということで県外へ避難させ、その子供たちに町長は仮の町の場所を相談するというふうにおっしゃっていますが、ということは、子供たちを放射線から遠ざけたいために県外に避難させて、そういう子供たちに相談をするのであれば、仮の町は県内にはできないということですね。そういうふうに私は解釈しますが、町長の言うように全部がまとまって1つになる場所、そして子供たちに教育を受けさせ、商売のできる場所であればいいと思います。そういうようなこともマスコミ等でおっしゃっておりますけれども、県内にも線量が低いところがあると思うのです。今いわきが人気がありますけれども、郡内から原発作業員も含めると3万人ほどいわき市内ふえていそうす。大熊、富岡、浪江なども集団で移りつつあるそうです。早い者が勝ちというような、各自治体同士競い合うというよりは、やはり広域的にお互いに話し合う。連携をして、自治体同士協力し合って、何か1つになるような、そういう集団場所を見つけるというふうに思うのですが、そういう構想はいかがなものでしょうか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

県との連携強化、るるお答えいただきましたけれども、県との連携、双葉町は県外にいるものから、県外にこのままいて、果たして県との連携を図られるのかどうか、その辺私は心配なのです。もちろんその8町村との足並みもそろえなければいけないと思うのですが、今後県の福島復興再生特別措置法が可決されれば、いろいろと県からの復旧、復興の支援を仰がなければならないと思うのです。また、仮の町をつくるにおいても、災害公営住宅の整備もあるでしょうし、県内で県との信頼関係も築かなくてはいけないと思うのですが、そういう意味で、私の考えは間違っているかもしれませんが、双葉町は県外にいるので、そこでちょっと県との信頼関係とか、そういったものを損なうのではないかなというふうにも思っておるのですが、そういう懸念がなければいいのですが、お答え

お願いいたします。

仮設住宅における現状ですけれども、自治会の予算は24年度の予算に計上するということが出ましたので、自治会の借り上げ住宅のほうも、県中地区の借り上げ住宅の自治会も発足したようです。町長のほうにもごあいさつに行ったというようなことでありますから、これから県中地区ばかりでなく、やはり県北、県南、そして会津、いわきというふうに、仮設住宅同様、借り上げ住宅のほうも自治会ができればいいのかなというふうに私は思います。その後押しを行政ではしっかりやらなくてはいけないなというふうに思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。こちらのほうの答弁は要りません。

最後に、双葉町1,300人ほどいるのですか、いわきなのですけれども、南台仮設がいっぱいということで、もう1Kが2つほどしか余っていない。やっぱりいわき地区にも仮設住宅必要ではないかなというふうに思うのです。

また、他町のことを言っではあれなのですけれども、大熊町は好間工業団地に今122戸建てております。そのほかにも70戸を予定しています。また、そのほかにもまた要望しているようです。楢葉は常磐地区に何か50戸を建てているようです。ほかに157戸予定しているそうです。浪江、富岡も要望しているのですが、双葉も同様ですけれども、いかんせん中通りに仮設住宅余っているところがあるということで、県も頭を悩めているようです。余っている仮設住宅をどうするかというのも自治体と県との話し合いになってくるかと思うのですが、やはりこれも早い者勝ちではなくて、同じ自治体、厳しい避難状況ですから、県のほうにもやはりお願ひをして、均等にやはり住みやすい環境のいわき地区に仮設住宅を建設してもらう、そういうお願ひを図っていただきたいというふうに思うのですけれども、それも県との関係でひとつよろしくお願ひしたいと思ひますが、お伺ひいたします。

それと、いわき地区の役場機能ですけれども、今ほど言いましたように、いわき地区に1,300人おります。これ県内で一番多いのですね。1,300人ほど。町長は、県内の避難所の多い地域に連絡所を設置すると前おっしゃっていました。ですから、いわきの懇談会でも、つくばには連絡所を設置しましたということで、なぜいわきにできないのだというような意見もありました。先だって3月11日に、いわき地区南台仮設の中でいわゆる有志の方が慰霊祭を行いました。仮設住宅の方、またいわき地区内の借り上げの方が200名以上集まって、亡くなった方のみたまに哀悼をささげたようでございます。ぜひともこのいわき地区に出張所ないし連絡所の機能をお願ひしたいと思ひますが、お答えをお願ひいたします。

以上です。

(「議長時間とめてください」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 時間かかりますか。休議しますか。

(「済みません、ちょっと」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) では、休議します。

休憩 午後 1時51分

---

再開 午後 1時51分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員の質問にお答えいたします。

1番のやつは今まとめますので、後ほどお答えします。

2番の閉鎖の時期ですが、要するに自治会をつくってどうするのだという意味も含めて……

（「どうするんだってはいっていません」と言う人あり）

○町長（井戸川克隆君） いわゆる閉鎖の問題だと思いますけれども、今まで避難所を出る方の、自分の意志で今、最初から移動されております。できるだけ自立に向けた前向きな移動というか、出ることを望んでおりますが、一方ではどうしても出れない方もいるようであります。したがって、これについてはよくよくその家庭事情とか健康状態とかいろんな背景の中で柔軟に対応したいというふうを考えております。

自治会は、もう運営そのものについてはどこでも自治会立ち上がっていますから、自分たちのできることは自分たちでやっていただかなければ、どこでも皆さんやっていますので、そういうことにしつってつくっていただいて、行政にかかる手間を省かせていただきたいな。そして、やりたいことも、そのかわり自分たちがやれるということもありますので、仲よく皆さんで運営をしていただきたいと思ひます。

仮の町の県内か県外かも含め、多くの町民の意見を集約していくべきだというふうに思っておりますので、県内に行くとか県外とかということのこだわりは私は持っていません。皆さんで合意形成されるものでなければ、住んでいただけないことが一番問題になりますから、住んでいただくことにならない仮の町というのはありませんので、そういうようなことで意見を固めていただきたいと思っております。私どものほうはそれのための予算化等々は、行政でできることは一生懸命やるつもりであります。やはり皆さんの考えを取り入れた希望のあるような、そういう町がよろしいのではないかと、そんなふうを考えております。

県との信頼関係、県の支援、当然国、県の支援は必要であります。県との信頼関係は、私はあると思っております。幹部の方とも時々交信をしております。

それから、こういうような仮の町については、郡内がまとめられるどこかあればいいのではないかと、いうお話ですが、昨年実は市町村長さんにそのような案を私のほうから示しましたけれども、まだやはり各町村とも放射能の濃度で帰れるのか帰らないのかという部分で全然情報がない中で迷っておられるんですね。そのままになって今まで来ておりますが、最近の新聞等のニュースを見ますと、それぞれの町が仮の町みたいなものを考えられているということですので、できればまとめればいいなというふうに思っております。だから、今後そういう部分の議論も必要だというふうに思っております。

ます。

放射能から子供たちが避難する、これは当然後継者がいなければ町は存続できませんから、やはり私たちよりも子供たちが安全なことを考えた行動が必要だな、そんなふうに思っています。

(「騎西高校内の町民の人数、実数」と言う人あり)

○町長(井戸川克隆君) それは後ほど。今まとめていますから。

仮設住宅、いわきという話出ました。要望が非常に多いものですから、これは今県と協議中であり、皆様の要望にこたえられるような協議中であり、まだ協定文が決まってはいませんが、方向性としてはそのような協議をしているところであります。

自治会の問題ですが、県中ではでき上がって、今活発に活動しているという報告をいただいております。借り上げの自治会ですね。これはもうできるだけ全国の中で、県内ばかりではなくて、県外においても、新潟のこの前の町政懇談会の中でも皆さんにお願いしてまいりました。やはり町民の皆さんが集まることが大事だということでお願いをして電話番号の交換などをしておりましたので、今後ともこういう借り上げ住宅等の自治会組織というのは必要だと思っておりますので、行政としても側面からこのような立ち上がりのための情報提供をしていきたいと思っております。

○議長(佐々木清一君) 町長、いわきに連絡所とか支所というのは質問されているので答弁してください。出張所かということで質問者が言っていましたから。

○町長(井戸川克隆君) いわきに対する支所、連絡所、出張所等のことです。これも検討しております。これだけ住民が多くなっていますので、利便性を図る必要を感じておりますので、前向きに検討しております。

騎西高校の人数ですが、今現在の避難登録人数は先ほど申し上げました398人ではありますが、これは登録者人数であります。実際に登録して、遠方に仕事で行っている方もおります。実、毎日生活をしている方はこれよりは少ない人数であります。この辺の数値をしっかりとらえて、これから正しい数字に置きかえて、その変更の方と相談しなければなりません、この後の運営管理の上で話し合いながら整理をしていきたいと考えております。

○議長(佐々木清一君) 町長、再質問は実態、どこに移ったのか。165名が、そういうようなことと違うので、その実態を知りたいということで答弁をお願いした、再質問は、どこに行ったのか。そうですね。

(「実態と、あと398人のやはり実態。要するに週末戻ってくる方、月に二、三回戻ってくる方、常に部屋をあけている方、そういう方何名いるのか。常時住まわれている方何名いるのか」と言う人あり)、

○議長(佐々木清一君) ちょっと休議します。

休憩 午後 2時00分



---

再開 午後 2時02分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） では、最後になりますが、県内外に避難している町民をどう守っていくのか。ばらばらになっている町民を、町長の言うように1つに結束させるのはいつになるのか。行政の役割だというふうに思っております。

先だって猪苗代の仮設に住んでいる80歳の方から、私は戦争も経験してつらい思いをした、町も発展して、そして息子ら夫婦と孫の成長を見ながら穏やかな生活を送ってきたのに、なぜこんな思いをしなければいけないのか、隣近所の人たちともう一度暮らしたいということで、目を潤ませてお話をしておりました。ぜひとも町長が、1つになるためにも、私はまず役場機能を、本体を福島に戻すということだと思うのです。町長もよく放射能1ミリというふうに、確かに子供たちの健康を考えれば1ミリになるかもしれませんが、実際県内に住んでいる子供さんもいらっしゃるのです。そういう思いもやはり酌み取っていただきたいと思うのです。町長の考えをやはり貫いていってしまえば、福島県内は戻れないと思うのです。ですから、やはり原発の中の状況もよくないと思います。決して収束したとは思いません。いつまた突発的、爆発的な状況が起きるかもしれません。しかし、住民の思いはやはりそれとまた別に、福島県のほうに役場機能を持ってきて、安心してやはり1つの時限的なそういう町をつくって、皆さんと仲よく暮らしたい、当面ですね、そういう思いがあると思うのです。全体の町民の話も聞かなくてはいけないと思いますが、ぜひともやはり町長も県内に戻ってきていただきたいというふうに思っております。そのことについて最後にお答えをいただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） このたびの事故、本当にいろいろな計画が頓挫しました。その結果、この事故の結果、収入の見通しもなくなりました。本当にどうすればいいのか、自力では双葉町は生きていくことができなくなりました。職場、自主財源が確保されない中で、今かじ取りをするというのは非常に困難な状況であります。したがって、町民100人中100人の方は全員満足でないとは私にとらえております。また、急激なことをすると、町が割れてしまう恐れもあります。最大公約数でいくことは民主主義のルールであります。なかなか、ここを納得、説得していく必要もあるかと思っております。しかし、国においても安全の保証をまずつけてもらって、県内においても大丈夫だよ、これは国のほうに安全宣言を出していただきたいという要望をしております。そんな中で多くの町民が戻れるようになることが理想だと。実現する努力をすべきだというふうにも思っております。

そんな中で、無理のない中で、町が割れない中で推移することも必要でありますから、そのような考えのもと、岩本議員が言われるようなことも少しずつやっていかなければいけないと思っております。

決してやらないのではなくて、これは24年度は議員の皆様と具体的にこういう話をして、場所とか地域とか規模とか、そういうことを検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午後 2時08分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 平成24年第1回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成24年3月16日（金曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第 5号 平成24年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第 6号 双葉町職員定数条例の一部改正について
- 日程第3 議案第 7号 双葉町行政区条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 8号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 9号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第11号 双葉町東日本大震災復興基金条例の一部改正について
- 日程第8 議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第13号 双葉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第14号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第15号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 議案第16号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第17号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第22号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川 克隆 君
副町長	井上 一芳 君
教育長	江尻 邦夫 君
秘書広報課長	大住 宗重 君
総務課長	武内 裕美 君
企画課総括主任 主査兼 原子力対策係長	平岩 邦弘 君
税務課長	大沼 武 君
産業振興課長兼 建設課長兼 農業委員 農事務局長	大橋 利一 君
住民生活課長	渡邊 勇 君
健康福祉課長	竹本 良一 君
会計管理者	半谷 安子 君
教育総務課長	高野 憲一 君
生涯学習課長	今泉 祐一 君
代表監査委員	五十嵐 一雄 君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野 利彦
書記	高橋 春枝

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

○議長（佐々木清一君） 暫時休議します。

休憩 午前 9時01分

---

再開 午前10時40分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎議案の撤回

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今回提出いたしました議案第18号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第10号）、議案第19号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第20号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第21号 平成23年度双葉町介護保険補正予算（第3号）を撤回させていただきたく申し出いたします。

○議長（佐々木清一君） お諮りします。

ただいま町長から議案第18号から議案第21号までを撤回したいとの申し出がありました。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第21号は申し出のとおり撤回することを許可することに決定しました。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） したがって、本日は議案第5号から議案第17号及び議案第22号を議題とし、日程を進めていきたいと思っております。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第5号 平成24年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第5号 平成24年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第2、議案第6号 双葉町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 定数条例拝見しました。この財政厳しい中、なかなか大変だとは思いますが、とはいえ町民のために働く職員は非常に大事だと思いますが、これ臨時とかも使って24年度、これ町民に負担なくちゃんとやっていけるのかどうなのか、お答えいただきます。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 菅野議員のご質問に対しまして、総務課長から説明をさせます。

○議長(佐々木清一君) 武内総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 菅野議員のご質問にご説明を申し上げます。

仕事、業務、いろいろ 災害業務、通常業務、それぞれ職員が持っています。非常に厳しい中ではありますが、今菅野議員おっしゃるような業務をそれぞれ適正な配分を見直しを図るとともに、支障のないようにやっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長(佐々木清一君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第6号 双葉町職員定数条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第7号 双葉町行政区条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第7号 双葉町行政区条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) これ行政区長のことだと思っておりますけれども、今後、この避難というか、特



別な事情のときなので、今後この改正に当たっては、その都度まだ行政区長等と話し合っ、そのときに合った対応をやっていただけるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

まだまだ我々は先が見えない、本当に混沌としております。当然区長さんの役割も必要と考えていますので、適宜その区長さんの役目担っていただきたいと考えておりますから、そのときにはまた改正というか、提案をさせていただきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行ひます。

お諮りします。議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第9号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 町長の報酬の減額の理由でございますが、借金のために減額するために報酬を減額するのか、それとも子供たちの将来のためにみずからの報酬を減額するのか、どちらなのかお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

副町長と町長の減額の条例の提案をさせていただいております。双葉町は、まだ本当に先が見えません。原子力発電所に頼ってきた財政であります。今後何を双葉町の税収の柱にしていくかというこ

とが定まらない中、やはり町としてはいろんな費用が必要であります。もちろん子供のためでも借金返済のためでも、両方に考えております。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） まさしく今の状況、非常事態であります。財政の運営もきちっと考えていかななくてはいけないと思うのですが、町長は常に子供たちに関しては、社会をこれから担う子供たち、社会に求められる人材づくりをしていかななくてはいけないというふうに常々町長はおっしゃっております。今後、復旧・復興に向けて、町長がやはりしっかりと福島県に戻って、大変業務も仕事もかなりあると思いますので、きちとした自分の方針をいただいたほうがいいというふうに思いますが、その辺のところいかがでしょうか、お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

そういう思いもあるかと思いますが、私はやはり財政再建を柱に、公約として町民の信託を受けております。まだまだ予断許さない状況でありますので、やはり何とか私にできることは一生懸命やっ  
ていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君）

---

---

---

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今の発言を撤回させていただきます。済みません。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君から質問の撤回がありました。ご異議ありませんね。

（「異議なし」と言う人あり）

---

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長は常々、この国は所得倍増計画だというお話、町長自分でなさっていますよね。その自分で言っている方がなぜこの自分の報酬を倍増ではなくて減らす方向なのかなということで、ちょっと言っていることとやっていることの整合性がないので、その点についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

何が今必要かと思ったときには、やはり消費の喚起をすることが生産にもつながるし、物流すべて

に効果があるのではないかなと思っております。私は、ずっと生涯、今までの人生の中で、身を削りながらやってきたものでございます。したがって、皆さんに対しては特段身を削る強要はするつもりはありません。しかし、私の信念の中で、どうしてこういう世の中でいいのかと思うと、やはり所得が多いほうが幸せです。子育てもすべて、高齢者も皆さんが安心して暮らせるものと思っております。しかし、私は今までそういう信念でずっと来ておりますので、この信念を貫きながら、自分自身の叱咤激励、そういう意味で今取り組んでおりますので、この思いをぜひともご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この給料を減らすというのは、確かに町長の信念はわからないでもないのですが、給料を減らして町民と話す時間を減らすのであれば、やっぱり町民と話す時間をもっと持つてほしいので、ぜひ自分のお金でも、福島に移転するのにもお金は多分必要だと思いますので、町民と話す時間をつくる意味でも、ぜひともこれ、給料を取っていただいて、そういう時間をつくっていただきたいと思うのですけれども、そこら辺に対してちょっとお答えをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） でき得る時間を割いて、今業務をしておりますが、甚だ町民の皆さんとは本当に接する時間がございません。これと報酬との、給料ですね。給与との関連性はございません。可能な限りこれからも全力でやっていきたいと考えておりますので、安いから手を抜くということとはございません。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 先ほどから同僚議員からいろいろなご質問が出まして、町長の答弁をお聞かせいただきました。その思いは十分理解するに値するものだと思っております。しかしながら、町長が一番最初に当選したとき、財政再建ということで報酬50%削減ということから、ずっと継続をしております。それは非常に崇高な思い、崇高な考えであると私も理解しておりますが、昨年3月11日の東日本大震災以来、昼夜休みもなく奮闘している姿を見たときに、やはりその思いもわかりませんが、正当な労働対価ということでしたくべきではないかと私は思いますが、いかがお考えかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 伊澤議員のご質問にお答えいたします。

公約で50%カットということでやってまいりました。今回、こういう災害に遭ってみて、やはり必要なお金が町にもっとあればいいなと、あるいは災害対応の特別枠のお金があれば、町民の皆さんにもっともっと手厚い支援もできると思っております。昨年の決算で25%切りましたけれども、今後先が見えません。政府がどのようなことを我々に手を差し伸べてくれるのかも定かではありません。一方では、増税という消費税の値上げの議論をしております。したがって、やはり私としては、今伊澤

議員から言われる温かいお言葉には感謝いたしますけれども、私も精いっぱい町民の皆さんに感謝の気持ちをあらわしながら、精いっぱい仕事をしてまいりたいと思って、提案をさせていただいております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君）

---

---

---

---

○議長（佐々木清一君） 白岩議員、最初に反対討論なのか、賛成討論か話してから内容を話してください。

○2番（白岩寿夫君） はい。町長の意見に対して……

○議長（佐々木清一君） 最初のを取り消したことにしてください。

○2番（白岩寿夫君） 先ほどのを取り消します。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時01分

---

再開 午前11時02分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 先ほどの意見は取り消します。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩議員から先ほどの討論に対し取り消しの旨がありましたので、許可、皆さんはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 許可します。

---

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 先ほど来、町長からのその思い、十分崇高なものであるというふうに理解はしておりますが、昨年の3月11日の東日本大震災以来、先ほども申しましたが、昼夜を問わず全身全霊町民のために働いている姿、そして今後、町民の皆さんのために100%の力を発揮していただくためにも、この議案には反対をさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 私は、この意見について賛成します。

町長は、やはり自分で給料を決めたこと、そして町民を思う先ほどの意見、私はこの意見に対して賛成します。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私は、この議案に対して反対させていただきたいと思います。

その理由は、やっぱり町民のために100%働いてほしいという気持ちが一番で、ぜひとも給料を取って、言いわけのないような、町民に100%の力を出してもらいたいために反対させていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 私は、町長の信念を貫くという言葉に感銘を受けましたし、今の現状を考えると、この議案には賛成いたします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第9号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（佐々木清一君） 起立少数です。

よって、議案第9号は否決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第10号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第11号 双葉町東日本大震災復興基金条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第11号 双葉町東日本大震災復興基金条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第12号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第9、議案第13号 双葉町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第13号 双葉町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第15号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任につい

てを議題とします。

(「休議」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前11時10分

---

再開 午前11時11分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

大変申しわけありませんでした。

日程第10、議案第14号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第14号 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第15号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。



これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第15号は同意することに決定しました。

---

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第12、議案第16号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第16号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第16号は同意することに決定しました。

---

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第17号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号 双葉町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第17号は同意することに決定しました。

---

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第14、議案第22号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時17分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

## 平成24年第1回双葉町議会定例会議事日程（第4号）

平成24年3月19日（月曜日）午前9時開議

### 開 議

- 日程第1 議案第23号 平成24年度双葉町一般会計予算
- 日程第2 議案第24号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第25号 平成24年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第4 議案第26号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第5 議案第27号 平成24年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第6 議案第28号 平成24年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第29号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第30号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 議案第31号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第32号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第33号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 発議第1号 双葉町役場機能本体を福島県内に戻すことについての決議
- 日程第14 発議第2号 双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会設置に関する決議
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

### 閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長	江尻邦夫君
秘書広報課長	大住宗重君
総務課長	武内裕美君
企画課総括主任 主査兼 原子力対策係長	平岩邦弘君
税務課長	大沼武君
産業振興課長兼 建設課長兼 農業委員 農事事務局長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長	竹本良一君
会計管理者	半谷安子君
教育総務課長	高野憲一君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	高橋春枝

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時01分

---

再開 午前10時30分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第23号 平成24年度双葉町一般会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。5ページです。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第20款町債。ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 21ページ、歳出に入ります。  
第1款議会費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款総務費。  
5番、菅野博紀君。
- 5番（菅野博紀君） 一般管理費の13の委託金の役場機能移転検討に係る事務等委託費、これどう  
いうところに委託費出すのか、お伺いいたします。



○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 役場機能移転については、さきの町政懇談会等においても町民からその検討を求められておりますので、この委託先ということは、まだ考えておりませんが、この係る費用として計上しております。今後ふえる見込みもございますので、この検討に入るといことで予算をとりあえず確保したものであります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 予算に計上したということは、町長帰る気になったと、福島の方では、この場所は変わりないですけども、この役場機能の移転というのは、埼玉の方の騎西高校からどこかに移す気になったということなのか教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 先ほども申し上げましたように、町政懇談会等々で多くの町民からそのような意見が出ていますので、検討すべきものということで、検討に入ります。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今と同じ項目でちょっと質問があるのですが、期間はいつまで一応この委託はされるのか、お聞きいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 新年度になれば速やかにこの作業に入れるような取り組みをしたいと考えております。なるべく早く検討結果も出したいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今のところは期間ははっきりしていないと、検討に入って、その後いつまでということは、来年の今ごろになる可能性もあるということではよろしいのですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 来年の今ごろということになるかということは、これは速やかにということを考えておりますので、なるべく早くということでもあります。

○議長（佐々木清一君） そのほかございませんか。

1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 100万円で済むものなののでしょうか。今、高萩議員さんが答えられたことなのですけども、新年度に入っの時期、役場機能移転ということなのですけども、100万円の予算で済むものなののでしょうか、お尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 済むようにやりたいと思いますが、済まないときには、また増額を皆さんにお願いしたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 総務費、6の企画費、8の報償費45万、これ15名分ぐらい見ておるみたいなのですけども、この復興まちづくり委員会、これには例えばどういう人たちを入れようかというような検討に入っているのか。また、いつものように役場の課長クラスの方だけで終わるのか、そういうのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 復興まちづくり委員会は、広く町民の皆さんの参加を求めたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ぜひこれ年代別に入れていただくのがあれだということ、復興という名前がついたときに、若い人たちをぜひ入れていただきたいと思うのですが、その点に関して町長はどういうふうにお考えなのか、お伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） やはり今回の事故におきまして、あのすばらしい双葉町が壊されてしまいました。復興するのであれば、やはり次の世代がしっかりと住んでいただけるような町が必要だと考えております。文教、それから産業、そして生活においても、やはり若い人が住んでもらえない町をつくるわけにはいきませんので、そのバランスを考えて、十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 申し上げます。質問は款ごとに3回ということになっておりますので、もし同じ款で2つ、3つある場合は一括で質問をしてください。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 前のページに戻るのですが、文書広報費であります。14の使用料及び賃借料のホームページ更新サイトの使用料であります。町独自でホームページ、携帯電話等々、また電子回覧板を利用してさまざまな情報を発信をしているということですが、特に電子回覧板なのですけれども、やはり皆さんが見るような、そういう情報をどんどん発信をしなくてはいけないのではないかなというふうに思うのですが、なかなか同じような情報というか、文書等ばかりずらずらと流れてくるということで、電源を消してしまったりなんかする方ももういるということなものですから、充実したそういう情報の発信をしていただきたいというふうに思うのですが、その辺のところを何か改善するような考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの質問に対しまして、秘書広報課長からご説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 大住秘書広報課長。

○秘書広報課長（大住宗重君） ただいま岩本議員からの質問にご説明を申し上げます。

デジタルフォトフレームの皆さんの見やすい発信の方法は考えているかという質問かと思えます。

現在、デジタルフォトフレームを各世帯に配置しまして、順次、うちの体制も人が少ないのですが、前にソフトの導入もいただいておりますので、新年度に向けてはきめ細かな情報発信に努めてまいりたいと思いますし、当然住民の皆さんの生活にかかわる、それからイベント的なもの、そういったものはできるだけ載せて、皆さんの情報のきずなに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） ぜひとも電子回覧板、皆さんが手元にあるものですから、お年寄りの方も含めて、それぞれの避難状況というか、仮設でのいろんな催しとか、それぞれのものを写真等なんかも入れながら、十分に活用していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 先ほどの菅野議員の質問に関連するのですけれども、27ページの企画費の13の委託料、復興まちづくり計画策定委員会の委託料ですけれども、1億円という高額な予算を使っていることなのですけれども、これから進めていくとは思いますが、どうしてもイメージというか、わからないところもあるのですが、復興まちづくり委員会というのがありますので、そちらと連携しながらその委託会社とやっていくのかなというふうに思いますが、その中で十分町民の皆さんにも情報公開をしながら、十分に町民の意見も反映できるような形で進めていただきたいというふうに思うのですが、その辺のところ、何か考えていることがあればお願いしたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、先ほども菅野議員にも申し上げましたけれども、せっかく壊されてしまった町をやはり魅力あるものにする。しかし、数多くの町民の皆さんのご意見もいただかなければなりません。そういう作業がしっかりとやらないうちに計画書をつくって、不満足なものをつくるわけにはいかないと思いますので、そういう意味では、まず細やかな町民の皆さんの参画をしていただいて、そして意見を吸収して集約に持っていきたいというふうに、そういうことが望ましい姿だというふうに考えておりますので、丁寧にやっていきたいと思っております。

（「3番」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 岩本君、先ほどお話ししたように、同じ款で3回までということを行っていますので、今質問した時点で3回になっています。

ほかはございませんか。

6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） 13の委託料、復興まちづくり計画策定業務委託料ということですが、この前、私も町長に一般質問しました。これは、双葉町に帰るための委員会なのですか、委員会とい

うか、業務委託なのですか。それとも復興のための仮の町とかいろいろありますね。そっちのほうなのですか、どちらですか、その辺ちょっとお答え願います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） どちらも入ると思いますが、主に仮の町になるかと思います。双葉町に今戻れるということは、国から安全宣言なり、いわゆる住んでもいい1ミリシーベルト以下になったとか、あるいは区域割、これからされるようですけれども、町内がすべて住んでもいい基準に達したときというのは、いまだ定かにありません。そして、これは我々が判断するのではなくて、やはり国の責任のもとに安全宣言を出してもらわなければならないと、しかし今、第一原子力発電所は、まだまだ事故は継続中でありまして。放射能もいまだに出ております。また、ちまたに言われている4号炉の危険性もやはり存在しておりますので、甚だ危険な状態であると、しかし町民の皆さんは、もう待っていられません。本当に一日も早い仮の町ということ、これも町政懇談会で皆さんから言われてきましたので、そちらのほうに力点を置きながら、町の復興を考えていくということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） そのほかございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費、36ページ。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 43ページなのですが、災害救助費の8番報償費、義援金配分委員会委員報酬、説明では2回分と聞いておるのですが、今の予定でいつごろやるのかとか、その開く基準等をちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの質問に対しまして、健康福祉課長から説明を申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 高萩議員の義援金配分委員会の開催についてのご質問にご説明申し上げます。

義援金の配分委員会の開催については、国、県の義援金の配分状況によって開催を検討したいというふうを考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） そのほかございませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 災害救助費の19番の負担金補助及び交付金の仮設住宅自治会運営の補助金なのですが、これ300万ありますけれども、これに関しては仮設住宅とついているということは、仮設住宅の自治会にしか当たらないものなのですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、借上げの自治会も入ってきますし、これからできてくる自治会も含めて、自治会にはこのような配分をしていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 仮設住宅と明記したことと、この当初予算で、何で昨年からできなかったのかなというのがあると思うのです。こういう明記をすれば、借上げの人とかそういうのも全然入っていないように見えるではないですか。仮設としか書いていないのですよね。45ページ。それをちゃんとした形で町民にわかるように、中身の内容は聞いていますが、ちゃんとした形で町民平等に、借上げ住宅の方も皆さん平等にできるような体制をつくるためにこの予算をとったということで認識よろしいですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） この説明書には仮設住宅等ということで入っています。それで、皆さんのご要望にこたえていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この自治会ができれば、多くの町民と話しできるようなチャンスがぜひできると思うので、町民と話すだけというのではなくて、ぜひ自治会を通じて町民の皆さんを集約した行政執行をお願いしたいと思っておりますので、それに対して一言お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今、私どもがなかなか行政執行の中で困難を極めておりますのは、公平・平等ということでありまして、できるだけ多くの皆さんに助成というか、日の当たるような補助を講じていきたいと思っております。

やはり自治会ができていただくと、何かと住民の皆さんの意見集約、あるいは行動等においてもまとまりが出てきますので、積極的にかかわってまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費、45ページ。ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費、52ページ。ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 2の文化振興費の19の負担金補助及び交付金、この盆踊り事業、負担金補助及び交付金の盆踊り事業負担金の275万、これの内訳を教えてください。

○議長（佐々木清一君） 江尻教育長。

○教育長（江尻邦夫君） この内訳が詳細にわたりますので、この件については生涯学習課長のほうから説明を申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 今泉生涯学習課長。

○生涯学習課長（今泉祐一君） 菅野議員のご質問にご説明させていただきます。

ご質問内容は、盆踊り事業補助金275万円の内訳ということでございますが、各仮設住宅等11団体を想定してございます。最大で1団体25万円、最大で11団体ということで275万円となっております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 昨年リステルと騎西高校で盆踊りをやりましたが、行政がかかわるほうとかかわらないほうと、いろいろちょっと町民の皆様からお話がありました。ぜひともこの11カ所、行政がかかわって、かかわるところとかかわらないところの区別をしないで、町民平等という意識でこういう事業の執行をしていただきたいと思います。そこら辺お願いします。

○議長（佐々木清一君） 江尻教育長。

○教育長（江尻邦夫君） 今菅野議員からございました。この件につきましては、教育関係のすべての事業について、そのようなスタンスで進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 24ページの、先ほどちょっと質問させていただきました。役場機能移転の件と27ページの復興まちづくり計画策定業務委託料、当然少しリンクをされているのかなと思うのですが、先ほど町長の答弁は、役場機能のほうは速やかにやられるというお話でしたが、復興まちづくりは、いつごろまで、年度なのか、来年の今ごろなのか、その辺ちょっと答弁お願いしたいと、今の現状をかんがみということで。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 期限ですが、これはなるべく早くということを考えております。やはり仮の町ということで、近隣町村もスピードアップしてきておりますので、遅れないような形で復興交付金の申請のこともありますので、時間をかけないでなるべく早くやりたいということで、1年がかりということではなくて、速やかにということで、なるべく切り詰めた日程でやりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 総務費の6番企画費、復興まちづくりのほうの1億円のほうの予算、27ページ、策定委員会委託料のほうなのですが、これ4分の1事業で一般財源から2,500万円、国、県、7,500万円出ますが、この今非常に厳しい時期に2,500万円出すと、一般財源から出すということは、非常にこれ大変だと思うのですが、この成果をどのように見込んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まさに夢も希望も失いました。今我々がいろんな意味で町民間でもいさかひがあります。決して平たんでない今の状況で、速やかに、そしてそういう問題が本当になくなるような形の成果が上がるものを希望しております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第23号 平成24年度双葉町一般会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第24号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。3ページです。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。9ページからです。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款後期高齢者支援金等。



(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款前期高齢者納付金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款老人保健拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款介護納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第25号 平成24年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を

議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。3ページです。

第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳入に入ります。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号 平成24年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第26号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。3ページです。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。5ページです。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第27号 平成24年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。3ページです。

第1款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。4ページ。

第1款事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号 平成24年度双葉町工業団地造成事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第28号 平成24年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から行います。3ページです。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（佐々木清一君） 第5款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款財産収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款寄附金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。7ページです。  
第1款総務費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第3款財政安定化基金拠出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款地域支援事業費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款予備費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号 平成24年度双葉町介護保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第29号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は予算説明書で、款ごとに行います。

歳入から入ります。3ページです。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。6ページです。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、適任と認めることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、諮問第1号は適任と認めることに決定しました。

ここで、暫時休議します。

休憩 午前11時13分

---

再開 午前11時45分

○議長（佐々木清一君） それでは、会議に戻します。

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第30号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第30号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第10号）についてであります。歳入歳出それぞれ7億1,329万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は69億9,864万7,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、固定資産税の増収等により1億8,253万円の追加、地方交付税は特別交付税5億4,317万9,000円の追加となりました。国庫支出金及び県支出金につきましては、電源立地地域対策交付金の県補助金から国庫補助金の振りかえなどにより、国庫支出金が5,705万7,000円の追加となり、県支出金は1億5,672万1,000円の減額となりました。寄附金は、文化スポーツ寄附金や、ふるさと応援寄附金などの増により171万4,000円の追加、繰入金は東日本大震災復興基金からの繰入金9,318万3,000円の追加、諸収入は原子力立地給付金などの減により422万9,000円の減額となりました。

次に歳出についてであります。事務事業の確定等により、多くの科目で減額補正となりました。労働費は、緊急雇用創出基金事業に係る社会保険料435万円を追加し、諸支出金は、東日本大震災復興基金などへの積み立てを行うため9億5,541万円を追加いたしました。

また、繰越明許費として市町村行政機能応急復旧事業9,621万6,000円、緊急雇用創出基金事業896万8,000円を計上いたしました。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。説明書により歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）



- 議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。  
第1款議会費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款総務費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第3款民生費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款労働費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款商工費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款土木費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款教育費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号 平成23年度双葉町一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第31号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第31号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,809万円を追加し、歳入歳出の総額は10億6,111万1,000円になります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が481万1,000円の減、国庫負担金が6,604万5,000円の減、国庫補助金が8,337万1,000円の増、県負担金が627万2,000円の減、療養給付費交付金が1,810万3,000円の増、共同事業交付金が879万6,000円の減となります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費が124万2,000円の減、徴税費が174万5,000円の減、保険給

付費の療養諸費が2,000万円の追加、共同事業拠出金が244万2,000円の追加、保健事業費が109万2,000円の減となります。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。説明書により歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第32号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第32号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
についてであります。歳入歳出それぞれ3万円を減額し、歳入歳出の総額は3億5,199万6,000円と  
なります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金で2万8,000円の減額であります。

歳出は、下水道総務費が11万2,000円の減、下水道建設費が8万7,000円の減、下水道維持費が16万  
9,000円の追加となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。説明書により歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第32号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議案第33号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 議案第33号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ122万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を7億8,680万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金的一般会計繰入金が122万1,000円の減額となります。

歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス等諸費966万6,000円、諸支出金30万円を追加し、保険給付費の高額介護サービス等費966万6,000円、予備費150万円をそれぞれ減額するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。説明書により歳入から行います。

第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第33号 平成23年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第13、発議第1号 双葉町役場機能本体を福島県内に戻すことについての決議を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、岩本久人君。

(3番 岩本久人君登壇)

○3番(岩本久人君) 発議第1号 双葉町役場機能本体を福島県内に戻すことについての決議(案)。

平成23年3月11日以降、生活の場を失った町民約7,000人の避難先は全国41都道府県に分散しており、福島県内には約半数の3,400人が応急仮設住宅や借り上げ住宅等で生活している。

1年が経過した今でも、双葉町に帰る見通しさえ立たず、様々な風評被害に耐えながらの避難生活は困難を極め、精神的・肉体的疲労は計り知れない。

双葉町議会は、これまで町執行部に対し町復旧・復興に向けた福島県とのつながり、さらに双葉郡内7カ町村との連携強化を図るためにも役場機能本体を福島県内に戻すことを幾度となく求めてきた。また、平成24年1月17日から25日にかけて開催した「議会と住民との懇談会」においても多くの町民から同様の要望を受けている。

このことから、本年6月末日までに双葉町役場機能本体を福島県内に戻すことを強く求める。

以上決議する。

平成24年3月19日、双葉町議会。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第1号 双葉町役場機能本体を福島県内に戻すことについての決議を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、発議第2号 双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査

特別委員会設置に関する決議を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、伊澤史朗君。

(7番 伊澤史朗君登壇)

○7番(伊澤史朗君) 提案理由を申し述べます。

昨年3月11日の東日本大震災以降、双葉町民は厳しい避難生活を余儀なくされ、1年たった今も先の見えない不安な思いを抱きながら日々を過ごしています。これまで福島県内に役場機能の本体を戻すことに関し、議会内での協議を重ねてきたことはもちろんのこと、町執行部に対し強く要望をしてきました。平成24年1月17日から25日にかけて開催した「議会と町民との懇談会」においても多くの町民から同様の要望を受けています。

このことから福島県内に双葉町役場機能本体を戻すことを具体化するために、候補地の選定や環境等を調査するために特別委員会を設置するものです。

双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会設置に関する決議(案)

次のとおり双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会を設置するものとする。

記。1、名称、双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び双葉町議会委員会条例第5条。3、目的、双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための環境などを調査。4、設置期限、平成24年6月末日まで。5、委員の定数、7名。6、経費、70万円以内。

以上であります。よろしく願います。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第2号 双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会設置に関する決議の決議を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。



(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

休議します。

休憩 午後 零時13分

---

再開 午後 零時13分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会委員の選任について

○議長（佐々木清一君） ただいま設置されました双葉町役場機能本体を福島県内に戻すための調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

暫時休議します。

休憩 午後 零時14分

---

再開 午後 零時14分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

それでは、委員には、伊澤史朗君、羽山君子君、白岩寿夫君、岩本久人君、高萩文孝君、菅野博紀君、清川泰弘君、以上7名を指名します。

なお、特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっています。

ただいまから別室して、委員長、副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は年長の委員が行うこととなっておりますので、申し添えます。

暫時休議します。

休憩 午後 零時15分

---

再開 午後 零時22分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果

○議長（佐々木清一君） 双葉町役場機能本体を福島県に戻すための調査特別委員会委員長、副委員長の報告を行います。

委員長に伊澤史朗君、副委員長に岩本久人君、以上のとおり選任されました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付した本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第1回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 零時23分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 白 岩 寿 夫

署名議員 岩 本 久 人